

頁	修正前	修正後	備考
	<p data-bbox="385 448 896 507">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="412 635 866 686">[風水害等災害対策編]</p> <p data-bbox="495 970 779 1015">平成25年2月</p> <p data-bbox="479 1102 801 1150">宮城県防災会議</p>	<p data-bbox="1285 448 1796 507">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="1312 635 1767 686">[風水害等災害対策編]</p> <p data-bbox="1503 770 1576 818">(案)</p> <p data-bbox="1397 970 1677 1015">平成 年 月</p> <p data-bbox="1382 1102 1704 1150">宮城県防災会議</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;">宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 ————— 5</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 ————— 7</p> <p>第3節 県の概況 ————— 8</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い県土づくり ————— 9</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>第3節 建築物等の予防対策 ————— 16</p> <p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 ————— 16</p> <p>第5節 防災知識の普及 ————— 17</p> <p>第6節 防災訓練の実施 ————— 19</p> <p>第7節 <u>自主防災組織の育成</u> ————— 21</p> <p>第8節 ボランティアの受入れ ————— 23</p> <p>第9節 企業等の防災対策の推進 ————— 24</p> <p>第10節 情報通信網の整備 ————— 25</p> <p>第11節 職員の配備体制 ————— 26</p> <p>第12節 防災拠点等の整備 ————— 26</p> <p>第13節 相互応援体制の整備 ————— 27</p> <p>第14節 医療救護体制の整備 ————— 28</p> <p>第15節 緊急輸送体制の整備 ————— 28</p> <p>第16節 避難対策 ————— 29</p> <p>第17節 避難収容対策 ————— 34</p> <p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保 ————— 38</p> <p>第19節 <u>災害時要援護者・外国人対応</u> ————— 39</p> <p>第20節 複合災害対策</p>	<p style="text-align: center;">宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 ————— 5</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 ————— 7</p> <p>第3節 県の概況 ————— 8</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い県土づくり ————— 9</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>第3節 建築物等の予防対策 ————— 16</p> <p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 ————— 16</p> <p>第5節 防災知識の普及 ————— 17</p> <p>第6節 防災訓練の実施 ————— 19</p> <p>第7節 <u>地域における防災体制</u> ————— 21</p> <p>第8節 ボランティアの受入れ ————— 23</p> <p>第9節 企業等の防災対策の推進 ————— 24</p> <p>第10節 情報通信網の整備 ————— 25</p> <p>第11節 職員の配備体制 ————— 26</p> <p>第12節 防災拠点等の整備 ————— 26</p> <p>第13節 相互応援体制の整備 ————— 27</p> <p>第14節 医療救護体制の整備 ————— 28</p> <p>第15節 緊急輸送体制の整備 ————— 28</p> <p>第16節 避難対策 ————— 29</p> <p>第17節 避難収容対策 ————— 34</p> <p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保 ————— 38</p> <p>第19節 <u>要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</u> ————— 39</p> <p>第20節 複合災害対策</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

修正前	修正後	備考
第21節 廃棄物対策 ————— 43	第21節 廃棄物対策 ————— 43	
第22節 災害種別毎予防対策 ————— 44	第22節 災害種別毎予防対策 ————— 44	
第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
第1節 防災気象情報の伝達 ————— 45	第1節 防災気象情報の伝達 ————— 45	
第2節 情報の収集・伝達 ————— 49	第2節 情報の収集・伝達 ————— 49	
第3節 通信・放送施設の確保 ————— 50	第3節 通信・放送施設の確保 ————— 50	
第4節 災害広報活動 ————— 51	第4節 災害広報活動 ————— 51	
第5節 防災活動体制 ————— 52	第5節 防災活動体制 ————— 52	
第6節 警戒活動	第6節 警戒活動	
第7節 相互応援活動 ————— 54	第7節 相互応援活動 ————— 54	
第8節 災害救助法の適用	第8節 災害救助法の適用	
第9節 自衛隊の災害派遣 ————— 55	第9節 自衛隊の災害派遣 ————— 55	
第10節 救助・救急活動 ————— 55	第10節 救助・救急活動 ————— 55	
第11節 医療救護活動	第11節 医療救護活動	
第12節 交通・輸送活動	第12節 交通・輸送活動	
第13節 ヘリコプターの活動 ————— 56	第13節 ヘリコプターの活動 ————— 56	
第14節 避難活動 ————— 57	第14節 避難活動 ————— 57	
第15節 応急仮設住宅等の確保 ————— 63	第15節 応急仮設住宅等の確保 ————— 63	
第16節 相談活動	第16節 相談活動	
第17節 <u>災害時要援護者・外国人対応</u> ————— 64	第17節 <u>要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</u> ————— 64	
第18節 愛玩動物の収容対策	第18節 愛玩動物の収容対策	
第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ————— 66	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ————— 66	
第20節 防疫・保健衛生活動 ————— 67	第20節 防疫・保健衛生活動 ————— 67	
第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬	第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬	
第22節 廃棄物処理活動 ————— 68	第22節 廃棄物処理活動 ————— 68	
第23節 社会秩序維持活動	第23節 社会秩序維持活動	
第24節 教育活動	第24節 教育活動	
第25節 防災資機材及び労働力の確保	第25節 防災資機材及び労働力の確保	
第26節 公共土木施設等の応急対策 ————— 69	第26節 公共土木施設等の応急対策 ————— 69	
第27節 ライフライン施設等の応急復旧 ————— 70	第27節 ライフライン施設等の応急復旧 ————— 70	
第28節 農林水産業の応急復旧	第28節 農林水産業の応急復旧	
第29節 二次災害・複合災害防止対策	第29節 二次災害・複合災害防止対策	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

	修正前	修正後	備考
	第30節 応急公用負担等の実施 第31節 ボランティア活動 第32節 海外からの支援の受入 第33節 災害種別応急対策	第30節 応急公用負担等の実施 第31節 ボランティア活動 第32節 海外からの支援の受入 第33節 災害種別応急対策	
第4章	災害復旧・復興対策	災害復旧・復興対策	
第1節	災害復旧・復興計画 ————— 72	第1節 災害復旧・復興計画 ————— 72	
第2節	生活再建支援 ————— 73	第2節 生活再建支援 ————— 73	
第3節	住宅復旧支援	第3節 住宅復旧支援	
第4節	産業復興支援	第4節 産業復興支援	
第5節	都市基盤の復興対策 ————— 74	第5節 都市基盤の復興対策 ————— 74	
第6節	義援金の受入れ, 配分	第6節 義援金の受入れ, 配分	
第7節	激甚災害の指定	第7節 激甚災害の指定	
第8節	災害対応の検証	第8節 災害対応の検証	

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
1	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的 この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的 この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。 <u>また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</u></p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映及び地震編・津波編と表現を統一</p>
2	<p>第5 基本方針 大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。 また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。</p> <p>1 「減災」に向けた対策の推進 東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、<u>被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。</u> そのため、<u>ハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策</u></p>	<p>第5 基本方針 大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。 また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。</p> <p>1 「減災」に向けた対策の推進 東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、<u>被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。</u> そのため、<u>各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体</u>の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、<u>ハ</u></p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

	修正前	修正後	備考
	<p>を組み合わせる<u>災害に備えなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化 大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。 そのため、<u>県、市町村及び防災関係機関はもとより</u>、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>8 <u>災害時要援護者対策</u> 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、<u>災害時要援護者の避難対策の充実・強化</u>、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、<u>避難場所</u>や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>12 円滑な復旧・復興 被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p>	<p><u>ド・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。</u> また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、<u>絶えず災害対策の改善を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化 大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。 そのため、<u>国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ</u>、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>8 <u>要配慮者への対応</u> 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、<u>アレルギー等の慢性疾患を有する者等</u>、<u>特に配慮を要する者</u>（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から<u>要配慮者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、<u>避難所</u>や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。 また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>12 <u>迅速かつ円滑な復旧・復興</u> 被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
5	第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)	第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)	
8	第4 防災関係機関の業務大綱 (略)	第4 防災関係機関の業務大綱 (略)	
	【指定地方行政機関】	【指定地方行政機関】	
9	6 東北農政局 (略)	6 東北農政局 (略)	農林水産省防災業務計画に基づき記載
	(6) 災害時における <u>主要食料等の需給対策</u> (略)	(6) 災害時における <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u> (略)	
10	8 東北経済産業局 (1) <u>災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策</u> (2) 災害時の物価安定対策 (3) <u>被災商工業者に対する支援</u> (略)	8 東北経済産業局 (1) <u>工業用水道の応急・復旧対策</u> (2) <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策</u> (3) <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u> (略)	経済産業省防災業務計画に基づき記載
	10 東北運輸局 (1) <u>鉄道・専用鉄道等の安全確保並びに道路輸送対策</u> (2) <u>災害時における輸送用車両のあっせん確保及び海上応急輸送</u> (略)	10 東北運輸局 (1) <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</u> (2) <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</u> (略)	国土交通省防災業務計画に基づき記載
11	13 仙台管区气象台 (略)	13 仙台管区气象台 (略)	
	(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、 <u>竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達</u>	(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、 <u>特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</u>	気象庁防災業務計画に基づき記載
	(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	
	(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における <u>技術的な支援・協力</u> (略)	(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に <u>関する技術的な支援・協力</u> (略)	表現適正化
	【指定公共機関】	【指定公共機関】	
12	20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を <u>そ通させるための</u> 通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関と	20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 (2) 電気通信システムの信頼性向上 (3) 災害時に重要通信を <u>疎通させるための</u> 通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関と	内容適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
13	<p>の連携 <u>(6) 災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達 (NTTタウンページ (株))</u> (略)</p> <p>23 日本放送協会仙台放送局 <u>(1)風水害等の放送</u> <u>(2)災害情報等の放送</u> (略)</p> <p>【指定地方公共機関】</p> <p>31 東北放送株式会社 <u>風水害等情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>32 株式会社仙台放送 <u>風水害等情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 <u>風水害等情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>34 株式会社東日本放送 <u>風水害等情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>35 株式会社エフエム仙台 <u>風水害等情報, 災害情報等の広報</u> (略)</p>	<p>の連携 <u>(削除)</u> (略)</p> <p>23 日本放送協会仙台放送局 <u>災害情報等の放送</u> (略)</p> <p>【指定地方公共機関】</p> <p>31 東北放送株式会社 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>32 株式会社仙台放送 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>34 株式会社東日本放送 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>35 株式会社エフエム仙台 <u>災害情報等の放送</u> (略)</p>	<p>内容適正化</p> <p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p>
17	<p>第3節 県の概況 (略)</p>	<p>第3節 県の概況 (略)</p>	
21	<p>第2 地勢 (略)</p> <p>7 交通 (略)</p> <p>(3) 空港 仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。 平成24年12月現在、国内定期便は、国内8都市（札幌、成田、小松、名古屋、 大阪、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外7都市（ソウル、グアム、 _____北京、大連、上海、長春、台北）への路線が開設されている。 (略)</p>	<p>第2 地勢 (略)</p> <p>7 交通 (略)</p> <p>(3) 空港 仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。 平成25年11月現在、国内定期便は、国内8都市（札幌、成田、小松、名古屋、 大阪、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外8都市（ソウル、グアム、 _____北京、大連、上海、長春、台北）への路線が開設されている。 (略)</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
25	第1節 風水害等に強い県土づくり	第1節 風水害等に強い県土づくり	
	(略)	(略)	
	第1 水害予防対策	第1 水害予防対策	
	(略)	(略)	
30	<p>6 水防応急資機材の整備 水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材を整備する。 <u>(新設)</u></p>	<p>6 水防応急資機材の整備・充実 水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実にを図る。</p>	表現適正化
	<p>7 水防計画の作成 知事及び指定水防管理団体(市町村_____又は水害予防組合)の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮するものとする。</p> <p>(1) 水防活動組織_____の確立</p> <p>(2) 河川管理施設の管理_____</p> <p>(3) 重要水防箇所_____の指定</p> <p>(4) 水防施設及び水防資機材の整備</p> <p>(5) 気象、水象の観測及び通報等の活用 <u>(新設)</u></p>	<p>7 水防団活性化及び水防協力団体の活用 水防団(消防団)への加入促進と活性化を推進するとともに、各水防管理団体は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。</p>	改正水防法の反映
	(6) その他水害を予防するための措置	<p>8 水防計画の作成 知事及び指定水防管理団体(市町村、水防事務組合又は水害予防組合)の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮する。</p>	内容適正化
	<p>8 浸水想定区域の指定 東北地方整備局、県及び市町村は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。</p>	<p>(1) 水防活動組織及び活動体制の確立</p> <p>(2) 河川管理施設の管理及び操作</p> <p>(3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定</p> <p>(4) 水防施設及び水防資機材の整備</p> <p>(5) 気象、水象の観測及び通報等の活用</p> <p>(6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備</p> <p>(7) 水防活動従事者の安全確保</p> <p>(8) 他の水防機関との協力及び応援体制(河川管理者の同意及び協力を含む)</p>	内容適正化
	<p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p>	<p>(9) その他水害を予防するための措置</p>	改正水防法、改正河川法の反映
	<p>8 浸水想定区域の指定 東北地方整備局、県及び市町村は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。</p>	<p>9 浸水想定区域の指定 東北地方整備局、県及び市町村は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p>	

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
34	<p>市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>市町村は浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項_____について住民に周知させるように努める。</p> <p>9 防災調整池の設置等 河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市町村が独自に定める防災調整池設置要綱の整備、さらには、防災無線システム整備を積極的に推進する。 (略)</p> <p>第3 土砂災害予防対策 (略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害危険箇所の調査把握 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努めるものとする。 県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により_____著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講ずるものとする。 (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 (略)</p> <p>ハ 土砂災害対策推進連絡会</p>	<p>市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>また、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在について住民に周知させるように努める。</p> <p>10 防災調整池の設置等 河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市町村が独自に定める防災調整池設置要綱の整備、さらには、防災無線システム整備を積極的に推進する。 (略)</p> <p>第3 土砂災害予防対策 (略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進 (1) 土砂災害危険箇所の調査把握 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。 県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により<u>住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じる。</u></p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 (略)</p> <p>ハ 土砂災害対策推進連絡会</p>	<p>改正水防法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>
35			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考												
38	<p>関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う。 その構成委員については、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>仙台管区気象台技術部予報課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4 地盤沈下災害予防対策</p>		(略)	委員	仙台管区気象台技術部予報課長		(略)	<p>関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う。 その構成委員については、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>仙台管区気象台気象防災部予報課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4 地盤沈下災害予防対策</p>		(略)	委員	仙台管区気象台気象防災部予報課長		(略)	<p>仙台管区気象台組織改編に伴う修正</p>
	(略)														
委員	仙台管区気象台技術部予報課長														
	(略)														
	(略)														
委員	仙台管区気象台気象防災部予報課長														
	(略)														
39	<p>4 地盤沈下地域における防災事業の促進等 (略)</p> <p>また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。 (略)</p>	<p>4 地盤沈下地域における防災事業の促進等 (略)</p> <p>また、地盤沈下の主原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行う。 (略)</p>	表現適正化												
40	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>1 目的 風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。 (略)</p> <p>3 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所体制の整備 山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難難場所を確保する。 また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。</p>	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>1 目的 風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の施設整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。 (略)</p> <p>3 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。</p> <p>4 避難所体制の整備 山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に避難所等を確保する。 また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所における暖房器具等の確保に努める。</p>	<p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p>												
46	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>2 現況</p>	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p>2 現況</p>	改正災対法の反映												

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
47	<p>(略)</p> <p>(2) 火山の概要 火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。</p> <p>イ 栗駒山 栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり、別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。 1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田一中堰(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている(日本活火山総覧(第3版)による)。</p> <p>ロ 蔵王山 (略) 1230年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694年、1809年、1821年、1867年、1895年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち1867年の噴火では洪水による死者が発生している(日本活火山総覧(第3版)による)。 なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(地震、空振、傾斜、GPS)を行っている。</p> <p>ハ 鳴子 (略) 鳴子火山のうち、湯沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約11,800年頃頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約5,400年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第3版)による)</p> <p>3 防災事業等の推進 (1) 防災体制の整備等 イ 県 県は、国、市町村、公共機関、<u>専門家等と連携し、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)</u>を設置するなど防災体制を整備するよう努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 火山の概要 火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。</p> <p>イ 栗駒山 栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり、別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。 1万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田一中堰(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている(日本活火山総覧(第4版)による)。</p> <p>ロ 蔵王山 (略) 1230年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694年、1809年、1821年、1867年、1895年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち1867年の噴火では洪水による死者が発生している(日本活火山総覧(第4版)による)。 なお、仙台管区气象台では平成22年(2010年)より常時観測(地震、空振、傾斜、GPS)を行っている。</p> <p>ハ 鳴子 (略) 鳴子火山のうち、湯沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約11,800年前頃頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約5,400年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第4版)による)</p> <p>3 防災事業等の推進 (1) 防災体制の整備等 イ 県 県は、国、市町村、公共機関、<u>火山専門家等と連携し、噴火時等の避難体制等の検討を共同で行うための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)</u>を設置するなど、<u>平常時から相互に連携し、防災体制を整備するよう努める。また、必要に応じて、検討事項ごとに部会(コアグループ等)を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努める。</u></p>	<p>内容適正化</p> <p>内容適正化</p> <p>誤字修正</p> <p>内容適正化</p> <p>「大規模火山災害対策への提言」の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
48	<p>(略)</p> <p>ロ 市町村 市町村は、火山防災協議会における検討を通じ、それぞれの火山の特質を考慮しつつ、下記の実施に努める。 また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進するものとする。</p> <p>(イ) 複数の噴火シナリオの作成 (ロ) 噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備 (ハ) 火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等の作成・配布や研修等による防災知識の普及啓発</p> <p>(ニ) 地域の実情に応じた、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置 (ホ) 避難場所、避難路のあらかじめの指定と日頃からの住民への周知徹底 (ヘ) 噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び訓練</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル イ 噴火警報等の種類と発表基準 (イ) 噴火警報 仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生</p>	<p>(略)</p> <p>ロ 市町村 市町村は、火山防災協議会における検討を通じ、それぞれの火山の特質を考慮しつつ、下記の実施に努める。 また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進する。</p> <p>(イ) 複数の噴火シナリオの作成 (ロ) 噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備 (ハ) 火山ハザードマップに、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等の作成・配布や火山防災エキスパート等の有識者による研修等及び火山災害遺構であるジオパークを通じた防災知識の普及啓発</p> <p>(ニ) 地域の実情に応じた、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置 (ホ) 避難場所、避難路のあらかじめの指定と日頃からの住民への周知徹底 (ヘ) 噴火警戒レベルの運用に向けての防災対応や避難対象地域の設定、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び訓練</p> <p><u>ハ 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関</u> <u>国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、各関係機関と連携し、下記の実施に努める。</u></p> <p>(イ) 噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発 (ロ) 大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手動や降灰は経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発 (ハ) 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備 (ニ) 観測機器や通信手段に障害が発生した場合や、降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発 (ホ) 各火山の観測データの共有化</p> <p>(2) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル イ 噴火警報等の種類と発表基準 (イ) 噴火警報 仙台管区気象台火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生</p>	<p>表現適正化</p> <p>「大規模火山災害対策への提言」の反映</p> <p>表現適正化</p> <p>「大規模火山災害対策への提言」の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																										
49	<p>やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）として発表する。</p> <p>(ロ) 噴火予報</p> <p>仙台管区気象台火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベル未導入火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報¹ (居住地域)</td> <td>噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺)</td> <td>火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険 火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>＝</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>平常</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載。 * 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報を含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。平成25年2月現在、宮城県内の活火山については導入されていない。</p>		名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等	噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険	予報	噴火予報	＝	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常	<p>やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられる。</p> <p>(ロ) 噴火予報</p> <p>仙台管区気象台火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>警戒事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報¹ (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域² 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険 火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>平常</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載。 * 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報を含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、運用や改善を行う。平成26年1月現在、宮城県内の活火山については運用されていない。</p>		名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等	噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 ² 嚴重警戒	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常	<p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p> <p>内容適正化</p>
	名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等																																								
噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒																																								
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険																																								
予報	噴火予報	＝	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常																																								
	名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等																																									
噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 ² 嚴重警戒																																									
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険																																									
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常																																									
50	<p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが導入された火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報¹ (居住地域)</td> <td>噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域² 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺)</td> <td>火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険 火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>＝</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>平常</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載。 * 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報を含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。平成25年2月現在、宮城県内の活火山については導入されていない。</p>		名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)	噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 ² 嚴重警戒	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険	予報	噴火予報	＝	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常	<p>噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準等</th> <th>噴火警戒レベル (警戒事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報</td> <td>噴火警報¹ (居住地域) 又は噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合</td> <td>居住地域² 嚴重警戒</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> <td>入山危険 火口周辺危険</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。</td> <td>平常</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載。 * 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。</p> <p>(ハ) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災活動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報を含めて発表する。噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、運用や改善を行う。平成26年1月現在、宮城県内の活火山については運用されていない。</p>		名称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)	噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 ² 嚴重警戒	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常	<p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p>
	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)																																								
噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 ² 嚴重警戒																																								
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険																																								
予報	噴火予報	＝	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常																																								
	名称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)																																									
噴火警報	噴火警報 ¹ (居住地域) 又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 ² 嚴重警戒																																									
	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険 火口周辺危険																																									
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常																																									

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					修正後					備考
52	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)	内容適正化	
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)		
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)		
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)		
予報	噴火予報	二	火口内等	火山活動が静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル1 (平常)	予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル1 (平常)	表現適正化
<p>(二) 降灰予報 噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p> <p>(ホ) 火山現象に関する情報等 噴火予報・警報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。 (略)</p> <p>(4) 緊急調査の実施 ____国は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及びおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。</p>					<p>(二) 降灰予報 噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p> <p>(ホ) 火山現象に関する情報等 噴火予報・警報等及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、仙台管区気象台が発表する。 (略)</p> <p>(4) 二次災害の防止 県及び市町村は、降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。 また、国は、火山噴火に伴う降灰等に起因する土石流によって被害が及びおそれがある区域、時期について想定し、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報として、知事及び関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。</p>					内容適正化	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
54	<p>第2節 都市の防災対策 (略)</p>	<p>第2節 都市の防災対策 (略)</p>	
55	<p>第3節 建築物等の予防対策 (略)</p> <p>第2 防災事業の施行</p> <p>1 浸水等風水害対策</p> <p>国、県、市町村及び施設管理者は、地下鉄、地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。</p> <p>また、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。 (略)</p>	<p>第3節 建築物等の予防対策 (略)</p> <p>第2 防災事業の施行</p> <p>1 浸水等風水害対策</p> <p>国、県、市町村及び施設管理者は、地下鉄、地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。</p> <p>また、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。 (略)</p>	
57	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 (略)</p> <p>(略)</p>	
61	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 設備の災害予防 (略)</p>	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 設備の災害予防 (略)</p>	
62	<p>(3) 災害対策用機器の配置</p> <p>可搬型無線機、ポータブル衛星通信装置及びデジタル衛星車載車や移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。 (略)</p> <p>4 停電電源確保とふくそう対策</p> <p>通信事業の管理者は、電源の確保等や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。 (略)</p>	<p>(3) 災害対策用機器の配置</p> <p>可搬型無線装置、衛星通信装置及び_____移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。 (略)</p> <p>4 停電とふくそう対策</p> <p>非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。 (略)</p>	<p>内容適正化</p> <p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
63	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所_____で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 (略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及 (略)</p>	<p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 (略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及 (略)</p>	
64	<p>(3) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略)</p> <p>③家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止等の対策の内容 ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>(略)</p>	<p>(3) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略)</p> <p>③家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止等の対策の内容 ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>(略)</p>	<p>「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の反映</p>
65	<p>(4) 災害時要援護者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 災害時要援護者への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者</u>に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p>	<p>(4) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>イ 要配慮者への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>要配慮者</u>に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
69	<p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。 (略)</p> <p>ハ 特に第二管区海上保安本部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布等を行う。</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>大___災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大___災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大___災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大___災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大___災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。 (略)</p>	<p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。 (略)</p> <p>ハ 第二管区海上保安本部は、<u>巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に</u>、防災関係資料の配布等を行う。</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。 (略)</p>	<p>海上保安庁防災業務計画に基づき記載</p> <p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
70	<p>第6節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック (略)</p> <p>3 目的及び内容の明確な設定 県及び市町村は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。 (略)</p>	<p>第6節 防災訓練の実施 (略)</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック (略)</p> <p>3 目的及び内容の明確な設定 県及び市町村は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</u> (略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>連携の必要性を明記</p>
72	<p>第4 市町村の防災訓練 市町村は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。 この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。</u>訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。 (略)</p> <p>第5 防災関係機関の防災訓練 (略)</p>	<p>第4 市町村の防災訓練 市町村は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。 この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、<u>要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。</u>訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。 (略)</p> <p>第5 防災関係機関の防災訓練 (略)</p>	
73	<p>4 男女共同参画及び災害時要援護者の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の視点に立ち、災害時要援護者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。</u> (略)</p> <p>第7 学校等の防災訓練 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。</p>	<p>4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。</u> (略)</p> <p>第7 学校等の防災訓練 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>2 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で<u>海浜部</u>を利用する場合は、事前に<u>津波</u>防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 （略）</p> <p>第8 企業_の防災訓練</p> <p>1 企業_は、<u>大規模な地震</u>発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。</p> <p>2 <u>避難場所</u>として指定されている場合は、災害発生の際、企業が<u>一時的な避難場所</u>となることを想定し、<u>避難場所の運営訓練</u>を実施する。</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>（訓練内容） <u>避難訓練</u> <u>消火訓練</u> <u>救急救命訓練</u> 災害発生時の安否確認方法 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等） 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練 災害救助訓練 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練 施設・設備使用不能の場合の対応訓練</p>	<p>2 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で<u>山間部</u>を利用する場合は、事前に<u>土砂災害</u>防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 （略）</p> <p>第8 企業等の防災訓練</p> <p>1 企業等は、<u>災害</u>の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。</p> <p>2 <u>企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所</u>として指定されている場合は、災害発生の際に<u>避難場所・避難所</u>となることを想定し、<u>避難者の受け入れや避難所運営の訓練等</u>を実施する。</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>4 <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</u></p> <p>5 <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</u></p> <p>6 <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</u></p> <p>（訓練内容） <u>避難訓練（避難誘導等）</u> <u>消火訓練</u> <u>浸水防止訓練</u> <u>救急救命訓練</u> 災害発生時の安否確認方法 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等） 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練 災害救助訓練 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練 施設・設備使用不能の場合の対応訓練</p>	<p>内容適正化</p> <p>内容適正化</p> <p>改正水防法の反映</p> <p>改正水防法の反映</p>

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
75	<p>第7節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 自主防災組織の必要性 大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に<u>高齢者、障害者等災害時要援護者の</u>所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。 (略)</p>	<p>第7節 地域における防災体制 (略)</p> <p>第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 自主防災組織の必要性 大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に<u>要配慮者の</u>所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。 (略)</p>	<p>自主防災組織及び地区防災計画を包括する節名に修正</p>
76	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動 (1) 訓練の実施等 (略) <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動 (1) 訓練の実施等 (略) <u>へ 避難所開設・運営訓練の実施</u> <u>災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市町村担当者や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>自助・共助の視点の反映</p>
77	<p>(4) <u>災害時要援護者の情報把握・共有</u> 高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、<u>災害時要援護者の</u>了解を得た上で、平常時より、<u>災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</u></p> <p>2 災害発生時の活動 (略) (4) 避難の実施 市町村長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。 (略)</p>	<p>(4) <u>避難行動要支援者の情報把握・共有</u> <u>要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者の</u>了解を得た上で、平常時より、<u>避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</u></p> <p>2 災害発生時の活動 (略) (4) 避難の実施 市町村長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
78	<p>ハ <u>高齢者、障害者、その他自力で避難することが困難な災害時要援護者</u>に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p>	<p>ハ <u>避難行動要支援者</u>に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 給食・救援物資の配布及びその協力 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(5) <u>避難所開設・運営への主体的参画</u> 災害発生時には、市町村の担当職員が被災し、避難所への参集が遅れることなども想定されることから、<u>避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。</u></p> <p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。 (略)</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</u> <u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</u> <u>市町村は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>	<p>自助・共助の視点の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
79	<p>第8節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。 一方、行政機関等防災関係機関は、_____そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。 (略)</p> <p>第2 ボランティアの役割 ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>1 生活支援に関する業務 (1) 避難所_____の運営補助 (略)</p> <p>2 専門的な知識を要する業務 (略) (新設)</p> <p>(7) その他専門的な技術・知識が必要な業務 (略)</p>	<p>第8節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。 一方、行政機関等防災関係機関は、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。 (略)</p> <p>第2 ボランティアの役割 ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>1 生活支援に関する業務 (1) <u>避難所及び災害ボランティアセンター</u>の運営補助 (略)</p> <p>2 専門的な知識を要する業務 (略)</p> <p>(7) <u>IT機器を利用した情報の受発信</u></p> <p>(8) その他専門的な技術・知識が必要な業務 (略)</p>	<p>内容適正化</p> <p>東日本大震災における活動内容を反映</p>

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
83	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取組の継続的な実施力の向上に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 地下街・要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</u></p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のために活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。</p> <p>また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</p> <p>また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正水防法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
84	<p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (略) (2) 企業防災の取組支援 県及び市町村は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定_____等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。 (略)</p>	<p>告する。 2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (略) (2) 企業防災の取組支援 県及び市町村は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。 (略)</p>	内容適正化
85	<p>第10節 情報通信網の整備 (略) 第2 県における災害通信網の整備 (略)</p>	<p>第10節 情報通信網の整備 (略) 第2 県における災害通信網の整備 (略)</p>	
87	<p>4 総合防災情報システムの機能拡充 (略) (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報、震度情報(震度4以上)及び津波警報・注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。 (略)</p>	<p>4 総合防災情報システムの機能拡充 (略) (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報、震度情報(震度4以上)及び大津波警報、津波警報、津波注意報等を一斉伝達し、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図る。 (略)</p>	改正気象業務法(特別警報)の反映
90	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 (略) 4 地域住民等に対する通信手段の整備 (略)</p>	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 (略) 4 地域住民等に対する通信手段の整備 (略)</p>	
91	<p>(3) <u>災害時要援護者</u>への配慮 市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>災害時要援護者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>(3) <u>要配慮者</u>への配慮 市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>要配慮者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
96 101 103	<p>第11節 職員の配備体制 (略)</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制 (略)</p> <p>3 <u>災害時要援護者関連施設の体制整備</u> 病院，不特定多数の集客施設，老人ホーム等災害時要援護者収容施設，公営住宅，教育施設等の管理者は，大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。 (略)</p> <p>第12節 防災拠点等の整備 (略)</p> <p>第2 防災拠点の整備 (略)</p> <p>2 県は，広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 職員の配備体制 (略)</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制 (略)</p> <p>3 <u>要配慮者関連施設の体制整備</u> 病院，不特定多数の集客施設，老人ホーム等要配慮者収容施設，公営住宅，教育施設等の管理者は，大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。 (略)</p> <p>第12節 防災拠点等の整備 (略)</p> <p>第2 防災拠点の整備 (略)</p> <p>2 県は，広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。 <u>また，交通輸送上の利便性，中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で，県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。</u> (略)</p>	<p>現在の施策を踏まえ追加</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
106	<p>第13節 相互応援体制の整備 (略)</p>	<p>第13節 相互応援体制の整備 (略)</p>	
108	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p>	
1	<p>北海道・東北8道県における相互応援</p>	<p>北海道・東北8道県における相互応援</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
	<p>(1) 自主的な相互応援</p>	<p>(1) 自主的な相互応援</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
109	<p>※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)山形県, (副)福島県</p>	<p>※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)福島県, (副)山形県</p>	内容適正化
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
110	<p>第9 警察災害派遣隊の編成</p>	<p>第9 警察災害派遣隊の編成</p>	
	<p>警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。</p>	<p>警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。</p>	
	<p>警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。</p>	<p>警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。</p>	
	<p>なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。</p>	<p>なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。</p>	
	<p>1 警察は、警察災害派遣隊の編成と同部隊の整備、充実を図る。</p>	<p>1 警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。</p>	内容適正化
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
112	<p>第15 関係団体との連携強化</p>	<p>第15 関係団体との連携強化</p>	
	<p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施する_____など、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p>	<p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p>	内容適正化
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
113 118 120	<p>第14節 医療救護体制の整備 (略) (表・図の病院名) <u>東北厚生年金病院</u> (略) 2 市町村の役割 (2) 医療救護所の指定 (略) ロ 市町村は、<u>障害者などの要援護者が避難する福祉避難所</u>、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</u> (略)</p>	<p>第14節 医療救護体制の整備 (略) (表・図の病院名) <u>東北薬科大学病院</u> (略) 2 市町村の役割 (2) 医療救護所の指定 (略) ロ 市町村は、<u>要配慮者が避難する福祉避難所</u>、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</u> (略)</p>	名称の変更
126 127	<p>第15節 緊急輸送体制の整備 (略) 第3 緊急輸送道路の確保 3 交通規制等交通管理体制の整備 県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備 (新設) (略) 4 道路啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について<u>建設業者</u>との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路管理者相互の連携</u>の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。 (略) 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>発災時における港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。</u></p>	<p>第15節 緊急輸送体制の整備 (略) 第3 緊急輸送道路の確保 3 交通規制等交通管理体制の整備 警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備 <u>ハ 信号機減灯対策の推進</u> <u>道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。</u> (略) 4 道路啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について<u>民間団体等</u>との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、<u>協議会の設置等による道路管理者相互の連携</u>の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。 (略) 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>港湾広域防災協議会等を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</u></p>	表現適正化 内容適正化。 項目見出しの統一 改正道路法の反映 改正港湾法の反映

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
130	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1 目的 大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての_____避難場所及び避難経路・避難階段等の整備など、災害発生後に<u>県民等</u>が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。</p> <p>第2 避難誘導体制 県及び市町村は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定する。また、_____避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民__への周知徹底を図るとともに、<u>災害時要援護者</u>を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。 県及び市町村は、土砂災害等に対する住民__の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) _____避難場所の指定及び周知徹底 市町村は、災害から管内の住民__が一時避難するための場所について__都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設__を対象として、管理者の同意を得た上で、_____必要な数、規模の<u>避難場所</u>をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。また、万一指定__避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な__緊急避難場所を目指す必要が生じることにしても、周知徹底に努める。</p> <p>(2) 公共用地等の有効活用 市町村は、_____避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>(3) 教育施設等を指定する場合の対応 市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を_____避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1 目的 大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての<u>指定緊急避難場所・避難場所</u>へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に<u>住民や外来者</u>が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。</p> <p>第2 避難誘導体制 県及び市町村は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定する。また、<u>指定緊急避難場所</u>、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民等への周知徹底を図るとともに、<u>避難行動要支援者</u>を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。 県及び市町村は、土砂災害等に対する<u>住民等</u>の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所</u>の指定及び周知徹底 市町村は、災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、<u>都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等</u>を対象に、管理者の同意を得た上で、<u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し</u>、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定<u>緊急避難場所</u>が被災するおそれがある場合は、より安全な<u>指定緊急避難場所</u>を目指す必要が生じることにしても、周知徹底に努める。</p> <p>(2) 公共用地等の有効活用 市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>(3) 教育施設等を指定する場合の対応 市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を<u>指定緊急避難場所</u>として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に</p>	<p>改正災対法の反映 表現適正化</p> <p>外来者を含む標記に修正</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
131	<p>的確な対応がとれるよう十分に協議する。</p> <p>(4) 交流拠点の避難場所への活用 市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを<u>緊急時の避難場所</u>として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</p> <p>(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保 市町村は、_____避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p> <p>(6) 避難場所の条件</p> <p>避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、_____次の条件に留意する。</p> <p>イ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。</p> <p>ロ 洪水、高潮による浸水等の被害のおそれのない場所であること。</p> <p>ハ 崖崩れ等土砂災害のおそれのない場所であること。</p> <p>ニ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。</p> <p>ホ 対象とする地区の住民_____を収容する広さを確保すること。</p> <p>ヘ 危険物施設等が近くにないこと。</p> <p>ト 夜間照明及び情報機器等を備えていること。</p> <p>チ 建物の場合は、<u>避難生活を良好に保つために</u>、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</p> <p>リ 指定_____避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</p>	<p>的確な対応がとれるよう十分に協議する。</p> <p>(4) 交流拠点の<u>指定緊急避難場所</u>への活用 市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを<u>指定緊急避難場所</u>として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</p> <p>(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保 市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p> <p>(6) <u>指定緊急避難場所の指定基準等</u> <u>指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等を想定）とする。</u> <u>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。</u> <u>イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</u> <u>ロ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。</u> <u>ハ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。</u></p> <p>また、<u>上記基準のほか、次の条件に留意する。</u></p> <p>三 <u>要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。</u></p> <p>ホ <u>二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。</u></p> <p>ヘ <u>臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。</u></p> <p>ト <u>対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。</u></p> <p>チ <u>危険物施設等が近くにないこと。</u></p> <p>リ <u>夜間照明及び情報機器等を備えていること。</u></p> <p>ヌ <u>建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</u></p> <p>ル <u>指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>表現適正化</p> <p>地震編・津波編と表現を統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
131	<p>エ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機, ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。</p> <p>2 県の対応 県は, 市町村で指定する_____避難場所を補完するという観点から, 広域的な避難場所について検討し, 必要に応じて整備を図る。 この場合, 上記1のイ～ヌの条件のほか, 道路交通の利便性にも留意する。</p> <p>第4 避難路の確保 市町村は, _____避難場所, _____避難所への経路を避難路として指定する場合, 次の事項に留意する。 (略)</p>	<p>ㇿ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機, ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。</p> <p>2 県の対応 県は, 市町村で指定する<u>指定緊急避難場所</u>を補完するという観点から, 広域的な避難場所について検討し, 必要に応じて整備を図る。 この場合, 上記1(6)の指定基準等のほか, 道路交通の利便性にも留意する。</p> <p>第4 避難路の確保 市町村は, <u>指定緊急避難場所</u>, <u>指定避難所</u>への経路を避難路として指定する場合, 次の事項に留意する。 (略)</p>	
133	<p>第5 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善 県及び市町村は, 住民_が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう, 地域の実情に応じ, 適宜, 避難路・避難階段を整備し, その周知に努めるとともに, その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 (略)</p> <p>3 避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備 市町村は, 指定した避難路について, 誘導標識等を設置し, _____避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや, 蓄光石やライト, 太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し, 夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど, 住民が日常生活の中で, 常に災害の危険性を認知し, 円滑な避難ができるような取組を行う。 (略)</p>	<p>第5 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善 県及び市町村は, 住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう, 地域の実情に応じ, 適宜, 避難路・避難階段を整備し, その周知に努めるとともに, その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 (略)</p> <p>3 避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備 市町村は, 指定した避難路について, 誘導標識等を設置し, <u>指定緊急避難場所</u>や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや, 蓄光石やライト, 太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し, 夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど, 住民等が日常生活の中で, 常に災害の危険性を認知し, 円滑な避難ができるような取組を行う。 (略)</p>	「外来者」を含む標記に修正
133	<p>第6 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>3 <u>災害時要援護者の避難誘導體制の整備</u> 県及び市町村は, 高齢者, 障害者, 乳幼児, 妊産婦等の災害時要援護者を適切に避難誘導し, 安否確認を行うため, 地域住民, 自主防災組織等の協力を得ながら, 平常時より, <u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに, 上記の行動ルールを踏まえつつ, これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>第7 災害時要援護者の支援方策</p>	<p>第6 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>3 <u>避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</u> 県及び市町村は, <u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し, 安否確認を行うため, 地域住民, 自主防災組織等の協力を得ながら, 平常時より, <u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに, 上記の行動ルールを踏まえつつ, これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p>	就業者等の「外来者」を含む標記に修正

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
134	<p>1 災害時要援護者の支援方策の検討 県及び市町村は、地震等災害発生時に災害時要援護者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、災害時要援護者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p>2 災害時要援護者の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、災害時要援護者の了解を得た上で、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。 (略)</p> <p>4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画の策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、災害時要援護者の了解を得た上で、災害時要援護者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 (2) 避難支援に配慮した方策の検討 市町村は、避難支援計画を検討する中で、災害時要援護者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。 (略)</p> <p>5 外国人等への対応 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。 (1) 地域全体での災害時要援護者の支援体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>1 避難行動要支援者の支援方策の検討 県及び市町村は、_____災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備 県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。 (略)</p> <p>4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画の策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 (2) 避難支援に配慮した方策の検討 市町村は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。 (略)</p> <p>5 外国人等への対応 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。 (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p>
135	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 市町村は、下記の事項に留意し、_____避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、_____避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、</p>	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、</p>	<p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
136	<p>自主防災組織等の防災関係機関，及び社会福祉協議会，民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し，災害時要援護者情報の共有や，避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど，災害時要援護者の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達方法 (2) 避難路及び避難経路，誘導方法 (3) _____ 避難場所の名称，所在地，収容人員 (4) _____ 避難所の名称，所在地，収容人員 (略)</p> <p>第10 避難に関する広報</p> <p>市町村は，指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに，浸水想定区域，_____ 避難場所，____ 避難所，避難路等水害に関するハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し，住民等へ積極的に配布し，周知を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>さらに，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。</p>	<p>自主防災組織等の防災関係機関，及び社会福祉協議会，民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し，<u>避難行動要支援者</u>情報の共有や，避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど，<u>避難行動要支援者</u>の避難支援の体制構築に配慮する。</p> <p>(1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達方法 (2) 避難路及び避難経路，誘導方法 (3) <u>指定緊急避難場所</u>の名称，所在地，収容人員 (4) <u>指定避難所</u>の名称，所在地，収容人員 (略)</p> <p>第10 避難に関する広報</p> <p>市町村は，指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに，浸水想定区域，<u>指定緊急避難場所</u>，<u>指定避難所</u>，避難路等水害に関するハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し，住民等へ積極的に配布し，周知を図る。</p> <p><u>また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ検討を行う。</u></p> <p>さらに，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p>	内容適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
137	<p>第17節 避難収容対策 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 <u>___</u>避難所の選定と周知 市町村は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための<u>避難所</u>として、避難収容施設をあらかじめ<u>選定</u>、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</p> <p>2 <u>___</u>避難場所と<u>___</u>避難所の違いの周知徹底 市町村は、<u>___</u>避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 <u>___</u>避難所の代替施設の指定 市町村は、<u>___</u>避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。 また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。</p> <p>4 <u>___</u>避難所の選定要件 <u>(1) 「第23節 避難対策 第3 避難場所の確保」で示した条件を満たす場所に立地する施設であること。</u> <u>(2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。</u> <u>(3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。</u> <u>(4) その他被災者が生活する上で当該市町村が適当と認める場所であること。</u></p> <p>5 <u>___</u>避難所の施設・設備の整備 (1) <u>___</u>避難所の施設の整備 市町村は、<u>___</u>避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>___</u>マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市町村は、<u>指定された避難所</u>又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに</p>	<p>第17節 避難収容対策 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 <u>指定</u>避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための<u>指定</u>避難所として、避難収容施設をあらかじめ<u>指定</u>、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</p> <p>2 <u>指定</u>緊急避難場所と<u>指定</u>避難所の違いの周知徹底 市町村は、<u>指定</u>避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 <u>指定</u>避難所の代替施設の指定 市町村は、<u>指定</u>避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。 また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。</p> <p>4 <u>指定</u>避難所の指定基準 <u>(1) 規模条件:被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</u> <u>(2) 構造条件:速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u> <u>(3) 立地条件:想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</u> <u>(4) 交通条件:車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>5 <u>指定</u>避難所の施設・設備の整備 (1) <u>指定</u>避難所の施設の整備 市町村は、<u>指定</u>避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど<u>要配慮者</u>にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市町村は、<u>指定</u>避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p> <p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
138	<p>避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、災害時要援護者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設____訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>(3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。</p> <p>7 県有施設を__避難所とする場合の対応</p> <p>市町村は、県有施設を__避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。</p> <p>8 学校等教育施設を__避難所とする場合の対応</p> <p>(1) 運営体制等についての協議</p> <p>市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を__避難所として指定する場合、____あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。</p> <p>(略)</p>	<p>数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、<u>要配慮者</u>に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・<u>運営訓練</u>等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく<u>とともに、男女両方を配置するよう努めること。</u></p> <p>(3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。</p> <p>(4) ～(8) (略)</p> <p>(9) <u>指定避難所</u>については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。</p> <p>7 県有施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応</p> <p>市町村は、県有施設を<u>指定避難所</u>として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。</p> <p>8 学校等教育施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応</p> <p>(1) 運営体制等についての協議</p> <p>市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を<u>指定避難所</u>として指定する場合、<u>学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、</u>あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
139	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>災害時要援護者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</u></p>	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</u></p> <p>(2) <u>福祉避難所の指定基準</u> <u>イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u></p>	<p>内容適正化</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
138	<p>(2) 他市町村での受入れ拠点の確保 市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>10 広域避難の対策 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>(新設)</u></p>	<p>ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>(3) 他市町村での受入れ拠点の確保 市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>10 広域避難の対策 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、被災者の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。</u></p>	改正災対法の反映
139	<p>第3 避難の長期化対策 2 生活環境の確保 県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。 (略)</p>	<p>第3 避難の長期化対策 2 生活環境の確保 県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。 (略)</p>	
140	<p>第6 帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>第6 帰宅困難者対策 (略)</p>	
142	<p>9 帰宅支援対策 県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、災害時要援護者の交通手段の確保にも努める。</p>	<p>9 帰宅支援対策 県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、<u>要配慮者の交通手段の確保にも努める。</u></p>	
	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (略) (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、<u>災害時要援護者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (略) (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、<u>要配慮者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
145	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 (略)</p> <p>5 備蓄物資の選定時の配慮 県及び市町村は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	<p>第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 (略)</p> <p>5 備蓄物資の選定時の配慮 県及び市町村は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、<u>要配慮者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	
146	<p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達、供給活動関係 (1) (略) イ 米穀については、「緊急食料調達・供給体制整備要綱」(平成8年1月17日付け7総第891号農林水産事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。</p>	<p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達、供給活動関係 (1) (略) イ 米穀については、「<u>農林水産省防災業務計画</u>」(昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。</p>	農林水産省防災業務計画修正及び左記要綱廃止の反映
147	<p>ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。</p>	<p>ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。</p>	名称変更
148	<p>2 生活物資の調達 (略) なお、供給する物資の選定に当たっては、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	<p>2 生活物資の調達 (略) なお、供給する物資の選定に当たっては、<u>要配慮者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	
149	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>1 段階的な輸送体制の構築 (1) 輸送体制構築の計画策定 (略) イ 災害直後は、現地の備蓄で対応 ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などを、<u>自衛隊等の協力も得ながら</u>プッシュ型で早期に送付</p>	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>1 段階的な輸送体制の構築 (1) 輸送体制構築の計画策定 (略) イ 災害直後は、現地の備蓄で対応 ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などを、<u>_____プッシュ型</u>で早期に送付</p>	内容適正化 (発災直後の人命救助優先)

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
152	<p>第19節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第1 目的 大規模災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者(以下「<u>要援護者</u>」という。)、また県内に在住する外国人、あるいは団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備する。</p> <p>第2 高齢者、障害者等への対応 一般に要援護者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「<u>社会福祉施設等</u>」という。)の管理者は、<u>要援護者</u>の災害予防に万全を期す。 (略)</p>	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 目的 大規模災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備する。</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「<u>社会福祉施設等</u>」という。)の管理者は、<u>要配慮者</u>の災害予防に万全を期す。 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>表現適正化</p>
153	<p>2 在宅の要援護者の災害予防対策</p> <p>(1) <u>要援護者避難支援プラン</u>の策定 市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂、以下「<u>ガイドライン</u>」という。)等を参考に、<u>要援護者支援に係る全体的な考え方と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める</u>。 個別計画では、<u>要援護者</u>の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの要援護者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、<u>要援護者</u>を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。 なお、<u>要援護者</u>を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</p> <p>(2) <u>要援護者</u>の把握 市町村は、災害による犠牲者となりやすい<u>要援護者</u>の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。 なお、市町村は、<u>ガイドライン</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>イ <u>要援護者</u>の所在把握</p>	<p>2 <u>要配慮者</u>の災害予防対策</p> <p>(1) <u>市町村地域防災計画・全体計画</u>の策定 市町村は、内閣府「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」(平成25年8月策定、以下「<u>取組指針</u>」という。)及び「<u>宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン</u>」(平成25年12月策定、以下「<u>ガイドライン</u>」という。)等を参考に、<u>地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める</u>。 (削除) ※ 個別計画等については、後段(4)に移記</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の把握 市町村は、災害による犠牲者となりやすい<u>要配慮者</u>の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。 なお、市町村は、<u>取組指針及びガイドライン</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>イ <u>要配慮者</u>の所在把握</p>	<p>新指針・新ガイドラインの策定を反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(イ) 市町村は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に<u>要援護者</u>をリストアップし、どのような<u>要援護者</u>(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。</p> <p>また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(ロ) 市町村は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。</p> <p>ロ 所在情報の管理</p> <p>(イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。</p> <p>(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、<u>要援護者</u>情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。</p> <p>(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(イ) 市町村は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に<u>要配慮者</u>をリストアップし、どのような<u>要配慮者</u>(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。</p> <p>また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(ロ) 市町村は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。</p> <p>ロ 所在情報の管理</p> <p>(イ) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。</p> <p>(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、<u>要配慮者</u>情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。</p> <p>(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者名簿の整備</u></p> <p>イ <u>名簿の作成・更新</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものと</u>なるよう、定期的に更新する。</p> <p>ロ <u>名簿の提供</u></p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(4) <u>個別計画の策定</u></p> <p>市町村は、<u>避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した</u></p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
154	<p>(3) 支援体制の整備 市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要援護者を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。</p>	<p>個別計画が策定されるよう努める。 個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。 個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。 なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</p> <p>(5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	
155	<p>(4) 防災設備等の整備 (略)</p>	<p>(6) 支援体制の整備 市町村は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。</p> <p>(7) 防災設備等の整備 (略)</p>	
156	<p>(5) 相互協力体制の整備 市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要援護者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要援護者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p>	<p>(8) 相互協力体制の整備 市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p>	
	<p>(6) 情報伝達手段の普及 県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、災害時要援護者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>3 福祉避難所の確保 (1) 福祉避難所の整備・指定</p>	<p>(9) 情報伝達手段の普及 県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>3 福祉避難所の確保 (1) 福祉避難所の整備・指定</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
157	<p>市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、<u>要援護者</u>のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</p> <p>(2) 市町村の域を超えた<u>要援護者</u>の受入れ体制の構築</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の<u>要援護者</u>を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。</p> <p>(3) 福祉避難所の構造・設備</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要援護者</u>が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。</p> <p>(4) 支援対策要員の確保</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要援護者</u>の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。なお、県においては、広域避難時の<u>要援護者</u>の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>5 家族を含めた防災訓練の実施</p> <p>市町村は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、<u>要援護者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>6 <u>要援護者</u>自身の備え</p> <p>県及び市町村は、平常時に<u>要援護者</u>自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 外国人対応</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(H23 末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4 旅行者への対応</p> <p>(略)</p>	<p>市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、<u>要配慮者</u>のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</p> <p>(2) 市町村の域を超えた<u>要配慮者</u>の受入れ体制の構築</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の<u>要配慮者</u>を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。</p> <p>(3) 福祉避難所の構造・設備</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要配慮者</u>が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。</p> <p>(4) 支援対策要員の確保</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要配慮者</u>の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。なお、県においては、広域避難時の<u>要配慮者</u>の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>5 家族を含めた防災訓練の実施</p> <p>市町村は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、<u>要配慮者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>6 <u>要配慮者</u>自身の備え</p> <p>県及び市町村は、平常時に<u>要配慮者</u>自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(平成 24 年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化 時点修正</p> <p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
159	<p>第20節 複合災害対策 (略)</p>	<p>第20節 複合災害対策 (略)</p>	
162	<p>第21節 廃棄物対策 (略)</p> <p>第3 主な措置内容 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>1 緊急出動体制の整備</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。</p> <p>(2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。</p> <p>(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 応急体制の確保</p> <p>(1) <u>生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の分別収集体制や一時保管場所である仮置き場の配置に関する計画を作成すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第21節 廃棄物対策 (略)</p> <p>第3 主な措置内容 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。</p> <p>1 緊急出動体制の整備</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。</p> <p>(2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。</p> <p>(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。</p> <p><u>(4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。</u></p> <p>2 <u>災害時における応急体制の確保</u></p> <p>(1) <u>仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>廃棄物処理施設整備計画の反映</p>

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
164	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p>	<p>第22節 災害種別毎予防対策</p>	
165	<p>第1 火災予防対策 (略)</p>	<p>第1 火災予防対策 (略)</p>	
180	<p>6 消防力の強化 火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、市町村、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進めるものとする。 <u>また、県は、災害等による水道配水管の破断、及び大量送水を必要とする市街地大火の場合の適切な消防用水確保のために、七北田川の4箇所について(仙台市泉区市名坂地区他3箇所)護岸等を整備する。</u> なお、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。 (略)</p> <p>第7 道路災害予防対策 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>2 ～ 3 (略)</u> 4 防災関係機関相互の応援体制 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>5 ～ 9 (略)</u></p>	<p>6 消防力の強化 火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、市町村、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進めるものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>また、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。 (略)</p> <p>第7 道路災害予防対策 (略) <u>2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備</u> <u>道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</u> <u>警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>3 ～ 4 (略)</u> 5 防災関係機関相互の応援体制 <u>(3) 東北地方整備局は、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>6 ～ 10 (略)</u></p>	<p>不要項目につき削除</p> <p>表現適正化</p>
			<p>改正災対法の反映</p>

頁	修正前	修正後	備考																	
183	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達 (略)</p> <p>第2 防災気象情報 仙台湾管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき警報及び注意報（津波警報・津波注意報を除く。）及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</p> <p>その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。</p> <p>また、仙台湾管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。</p> <p>消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。</p> <p>なお、県と仙台湾管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、防災情報として土砂災害警戒情報を発表する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災気象情報の伝達 (略)</p> <p>第2 防災気象情報 仙台湾管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。）及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、<u>地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。</u></p> <p><u>なお、県及び市町村が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに市町村に通知しなければならず、市町村は直ちに公衆に周知させる措置をとらなければならない。</u></p> <p>その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。</p> <p>また、仙台湾管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。</p> <p>消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p> <p>土砂災害は187頁に記載</p>																	
184	<p>1 気象業務法に基づき、仙台湾管区気象台が発表する防災気象情報</p> <table border="1" data-bbox="219 1093 1066 1412"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要									<p>1 気象業務法に基づき、仙台湾管区気象台が発表する防災気象情報</p> <table border="1" data-bbox="1122 1093 1968 1412"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、<u>大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u></td> </tr> <tr> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、 <u>大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u>	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく	<p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>
種類	概要																			
種類	概要																			
特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、 <u>大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u>																			
	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																			
	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																			
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく																			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			修正後			備考
186					報 大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	改正気象業務法(特別警報)の反映
	警報	(略)	(略)	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	注意報	(略)	(略)	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	警報	(略)	(略)	警報	(略)	(略)	改正気象業務法(特別警報)の反映
	注意報	(略)	(略)	注意報	(略)	(略)	
	気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ① _____警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) _____警報・注意報を補完する気象情報 _____警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合		気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 (1) 予告的な情報 ① <u>特別警報・警報・注意報</u> に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 (2) <u>特別警報・警報・注意報</u> を補完する気象情報 <u>特別警報・警報・注意報</u> の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合		改正気象業務
187	(注1) _____気象警報・注意報基準は下記一覧表別表1～5のとおり。 (注2) 警報や注意報は、重大な災害や災害のおそれがある時に県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。			(注1) <u>特別警報・気象警報・注意報</u> 基準は下記一覧表別表1～7のとおり。 (注2) <u>大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u>			改正気象業務法(特別警報)の反映
	(注3) _____警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害が発生にかかわる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準(暫定基準)で運用することがある。			(注3) <u>特別警報・警報・注意報</u> は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるむ、火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害の発生にかかわる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準(暫定基準)で運用することがある。 (削除)			改正気象業務
	(注4) 地面現象及び浸水注意報・警報は、その注意報及び警報事項を気象注意報及び気象警報に含めて行う。						
	(注5) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報			(注4) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、			改正気象業務

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																								
	<p>報____をもって代える。 (水防活動用) 警報・注意報の一覧は別表6のとおり。</p> <p>(新設)</p>	<p>警報及び特別警報をもって代える。 (水防活動用) 警報・注意報の一覧は別表8のとおり。</p> <p>(別表1) 特別警報発表基準一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> <td>平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合 昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上)</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>圧により高波になると予想される場合</td> <td>昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> <td>昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	概要	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上)	高潮	高潮になると予想される場合		波浪	圧により高波になると予想される場合	昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)	<p>法(特別警報)の反映</p> <p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>			
現象の種類	基準	概要																									
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)																									
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合 昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上)																									
高潮	高潮になると予想される場合																										
波浪	圧により高波になると予想される場合	昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)																									
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—																									
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)																									
188	____警報・注意報発表基準 (略)	(別表2) 警報・注意報発表基準 (略)																									
189	(別表1) 大雨警報基準 (略)	(別表3) 大雨警報基準 (略)																									
190	(別表2) 洪水警報基準 (略)	(別表4) 洪水警報基準 (略)																									
193	(別表3) 大雨注意報基準 (略)	(別表5) 大雨注意報基準 (略)																									
194	(別表4) 洪水注意報基準 (略)	(別表6) 洪水注意報基準 (略)																									
197	(別表5) 高潮警報・注意報基準 (略)	(別表7) 高潮警報・注意報基準 (略)																									
198	(別表6) 水防活動用警報・注意報	(別表8) 水防活動用警報・注意報																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある____と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報</td> <td>津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある____と予想したとき</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	(略)			水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある____と予想したとき	水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある____と予想したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用気象警報</td> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用津波警報</td> <td>津波警報又は津波特別警報</td> <td>津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	(略)			水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき	水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と	<p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																									
(略)																											
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある____と予想したとき																									
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある____と予想したとき																									
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																									
(略)																											
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想したとき																									
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と																									

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																										
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>				水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある と予想したとき	水防活動用洪水警報			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(大津波警報)</td> <td>予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td> <td>高潮警報又は 高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある (又は著しく大きい)と予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		(大津波警報)	予想したとき	水防活動用高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある (又は著しく大きい)と予想したとき	水防活動用洪水警報											
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある と予想したとき																											
水防活動用洪水警報																													
	(大津波警報)	予想したとき																											
水防活動用高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある (又は著しく大きい)と予想したとき																											
水防活動用洪水警報																													
207	<p>第4 気象警報等の伝達</p> <p>仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。</p>	<p>第4 警報等の伝達</p> <p>仙台管区気象台が発表した警報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。</p>																											
208	<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達責任機関</th> <th>気象警報等種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, ____大雨警報, 洪水警報, ____高潮警報, ____波浪警報, ____大雪警報, 暴風警報, ____暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部 (新設)</td> <td>____津波警報, 津波注意報</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部</td> <td>____暴風警報, ____暴風雪警報, ____大雨警報, 大雪警報, ____波浪警報, ____高潮警報, 海上警報, ____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, その他特に必要と認められる注意報, 警報, 情報</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>____暴風警報, ____暴風雪警報, ____大雨警報, ____大雪警報, ____波浪警報, ____高潮警報, ____津波警報, 火山現象警報, 洪水警報, 指定河川洪水警報</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, ____大雨警報, 洪水警報, ____高潮警報, ____波浪警報, ____大雪警報, ____暴風警報, ____暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)</td> </tr> </tbody> </table>	伝達責任機関	気象警報等種類	宮城県	____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, ____大雨警報, 洪水警報, ____高潮警報, ____波浪警報, ____大雪警報, 暴風警報, ____暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)	宮城県警察本部 (新設)	____津波警報, 津波注意報	第二管区海上保安本部	____暴風警報, ____暴風雪警報, ____大雨警報, 大雪警報, ____波浪警報, ____高潮警報, 海上警報, ____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, その他特に必要と認められる注意報, 警報, 情報	東日本電信電話株式会社	____暴風警報, ____暴風雪警報, ____大雨警報, ____大雪警報, ____波浪警報, ____高潮警報, ____津波警報, 火山現象警報, 洪水警報, 指定河川洪水警報	市町村	____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, ____大雨警報, 洪水警報, ____高潮警報, ____波浪警報, ____大雪警報, ____暴風警報, ____暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達責任機関</th> <th>気象警報等種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 洪水警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>大津波警報, 津波警報, 津波注意報</td> </tr> <tr> <td>消防庁</td> <td>大雨特別警報, 大雪特別警報, 暴風特別警報, 暴風雪特別警報, 高潮特別警報</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部</td> <td>暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 海上警報, 大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, その他特に必要と認められる注意報, 警報, 情報</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 大津波警報, 津波警報, 火山現象警報, 洪水警報, 指定河川洪水警報</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 洪水警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)</td> </tr> </tbody> </table>	伝達責任機関	気象警報等種類	宮城県	大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 洪水警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)	宮城県警察本部	大津波警報, 津波警報, 津波注意報	消防庁	大雨特別警報, 大雪特別警報, 暴風特別警報, 暴風雪特別警報, 高潮特別警報	第二管区海上保安本部	暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 海上警報, 大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, その他特に必要と認められる注意報, 警報, 情報	東日本電信電話株式会社	暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 大津波警報, 津波警報, 火山現象警報, 洪水警報, 指定河川洪水警報	市町村	大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 洪水警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)	改正気象業務法(特別警報)の反映
伝達責任機関	気象警報等種類																												
宮城県	____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, ____大雨警報, 洪水警報, ____高潮警報, ____波浪警報, ____大雪警報, 暴風警報, ____暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)																												
宮城県警察本部 (新設)	____津波警報, 津波注意報																												
第二管区海上保安本部	____暴風警報, ____暴風雪警報, ____大雨警報, 大雪警報, ____波浪警報, ____高潮警報, 海上警報, ____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, その他特に必要と認められる注意報, 警報, 情報																												
東日本電信電話株式会社	____暴風警報, ____暴風雪警報, ____大雨警報, ____大雪警報, ____波浪警報, ____高潮警報, ____津波警報, 火山現象警報, 洪水警報, 指定河川洪水警報																												
市町村	____津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, ____大雨警報, 洪水警報, ____高潮警報, ____波浪警報, ____大雪警報, ____暴風警報, ____暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)																												
伝達責任機関	気象警報等種類																												
宮城県	大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 洪水警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)																												
宮城県警察本部	大津波警報, 津波警報, 津波注意報																												
消防庁	大雨特別警報, 大雪特別警報, 暴風特別警報, 暴風雪特別警報, 高潮特別警報																												
第二管区海上保安本部	暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 海上警報, 大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, その他特に必要と認められる注意報, 警報, 情報																												
東日本電信電話株式会社	暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 大津波警報, 津波警報, 火山現象警報, 洪水警報, 指定河川洪水警報																												
市町村	大津波警報, 津波警報, 津波注意報, 火山現象警報, 大雨特別警報, 大雨警報, 洪水警報, 高潮特別警報, 高潮警報, 波浪特別警報, 波浪警報, 大雪特別警報, 大雪警報, 暴風特別警報, 暴風警報, 暴風雪特別警報, 暴風雪警報, 指定河川洪水警報, 水防警報, 火災気象通報(消防本部(局)に限る)																												

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 229 432 296">日本放送協会仙台 放送局</td> <td data-bbox="432 229 1066 296">すべての____注意報、警報、情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 296 432 331"></td> <td data-bbox="432 296 1066 331"></td> </tr> </table>	日本放送協会仙台 放送局	すべての____注意報、警報、情報			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 229 1332 296">日本放送協会仙台 放送局</td> <td data-bbox="1332 229 1966 296">すべての<u>特別警報</u>、注意報、警報、情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 296 1332 331">(略)</td> <td data-bbox="1332 296 1966 331">(略)</td> </tr> </table>	日本放送協会仙台 放送局	すべての <u>特別警報</u> 、注意報、警報、情報	(略)	(略)	
日本放送協会仙台 放送局	すべての____注意報、警報、情報										
日本放送協会仙台 放送局	すべての <u>特別警報</u> 、注意報、警報、情報										
(略)	(略)										
210	<p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 情報収集・伝達</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 情報収集・伝達</p>									
211	<p>3 情報の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>3 情報の伝達</p> <p>(略)</p>									
212	<p>(4) 報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の<u>伝達</u>を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の<u>放送</u>を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p>								

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
216	<p>第3節 通信・放送施設の確保 (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 (略) ハ 災害時優先携帯電話・防災関係機関と通信事業者が協議して、<u>一般加入</u>電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、<u>一般加入</u>話に比べて優先して使用できる。 (略)</p>	<p>第3節 通信・放送施設の確保 (略)</p> <p>第6 災害時の通信連絡 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 (略) ハ 災害時優先携帯電話・防災関係機関と通信事業者が協議して、<u>携帯電話</u>の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、<u>携帯電話</u>に比べて優先して使用できる。 (略)</p>	語句修正
219	<p>第7 放送施設 1 日本放送協会仙台放送局 (1) 放送体制 災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。 また、地方自治体・警察・消防・気象台関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報・<u>安否情報等</u>を提供し、<u>人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。</u> (略)</p>	<p>第7 放送施設 1 日本放送協会仙台放送局 (1) 放送体制 災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。 また、地方自治体・警察・消防・気象台関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報等<u>を放送する。</u> (略)</p>	内容適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
222	<p>第4節 災害広報活動</p> <p>第1 目的</p> <p>県、市町村及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、情報の提供に当たっては、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 災害広報活動</p> <p>第1 目的</p> <p>県、市町村及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。</p> <p>また、<u>要配慮者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、情報の提供に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5 安否情報</p> <p><u>県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u></p> <p><u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p>	改正災対法の反映
224	<p>第5 防災関係機関の広報 (略)</p>	<p>第6 防災関係機関の広報 (略)</p>	

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
226	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1 目的 災害等が発生した場合、県内の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制 (略)</p> <p>(1) 警戒配備(0号) 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されたとき、<u> </u>又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合は、「災害対策配備要領」に基づき、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制(0号)を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号) 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生した場合、<u> </u>若しくはその他特に危機管理監が必要と認めるときは、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号) 大雨、洪水等の警報が発表され、<u>広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、または広範囲にわたる被害が発生した場合、もしくはその他に副知事が必要と認めるときは</u>、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。</p> <p>(4) 非常配備(3号) <u>県下全域にわたり大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるときは</u>、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を<u>自動的に</u>設置し、非常配備体制(3号)を敷く。ただし、災害</p>	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第1 目的 災害等が発生した場合、県内の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 <u>なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</u> (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制 (略)</p> <p>(1) 警戒配備(0号) 大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想されるとき、<u>若しくは災害が発生したとき、県内の活火山に噴火警報(火口周辺)が発表されたとき、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合</u>、<u> </u>各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制(0号)を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号) 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、<u>若しくは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき、県内の活火山に噴火警報(居住地域)(火山現象特別警報)が発表されたとき、若しくはその他特に危機管理監が必要と認めるときは</u>、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号) 特に副知事が必要と認めるときは、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。</p> <p>(4) 非常配備(3号) <u> </u>災害が発生し、又は<u> </u>災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を<u> </u>設置し、非常配備体制(3号)を敷く。ただし、災害対策本部設置前の段階でも</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正気象業務法(特別警報)及び県災害対策警戒配備要領の改定に基づく</p>
227			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
231	<p>対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。</p> <p>(5) 現地災害対策本部 <u>局部的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。</u> (略)</p> <p>第6 消防機関の活動 被災市町村の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 消防本部の活動 消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市町村災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。</p> <p>2 消防団の活動 消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。</p> <p>(5) 現地災害対策本部 <u>本部長が特に必要と認めるときは、局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等に現地災害対策本部を設置する。</u> (略)</p> <p>第6 消防機関等の活動 被災市町村の消防機関等は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員等を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。</p> <p><u>洪水、津波又は高潮による水害が発生した被災市町村の水防管理者は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。</u></p> <p>1 消防本部の活動 消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市町村災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。</p> <p>2 消防団の活動 消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長又は消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。</p> <p>3 <u>水防団の活動</u> <u>水防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。</u> (略)</p>	<p>内容適正化 (水防計画の反映)</p> <p>内容適正化 (水防計画の反映)</p>
233	<p>第6節 警戒活動 (略)</p>	<p>第6節 警戒活動 (略)</p>	

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
235	<p>第7節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援活動 (略)</p>	<p>第7節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援活動 (略)</p>	
236	<p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び<u>総務省</u>に職員派遣を要請する。 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び<u>国</u>に職員派遣を要請する。 (略)</p> <p>4 応急措置の代行 県は、県内地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、<u>応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</u></p> <p>5 応急復旧の要請等 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、<u>道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。</u></p>	<p>内容適正化</p> <p>改正災害対法の反映</p>
241	<p>第8節 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>第8節 災害救助法の適用 (略)</p>	
242	<p>第3 救助の実施の委任 知事は、災害救助法第<u>30</u>条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第<u>23</u>条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。 (略)</p>	<p>第3 救助の実施の委任 知事は、災害救助法第<u>13</u>条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第<u>17</u>条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。 (略)</p>	<p>改正災害救助法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
244	第9節 自衛隊の災害派遣 (略)	第9節 自衛隊の災害派遣 (略)	
251	第7節 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び <u>通話料</u> (略)	第7節 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び <u>通信料</u> (略)	内容適正化
252	第10節 救急・救助活動 (略)	第10節 救急・救助活動 (略)	
255	第9節 救急・救助活動への支援 東北地方整備局及び東日本高速道路㈱東北支社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。	第9節 救急・救助活動への支援 東北地方整備局、 <u>東日本高速道路㈱東北支社</u> 、 <u>県又は市町村</u> は、高速道路のサービスエリア、 <u>道の駅</u> 等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。	改正災対法の反映
256	第11節 医療救護活動 } 262 第12節 交通・輸送活動 } (略)	第11節 医療救護活動 } 第12節 交通・輸送活動 } (略)	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
272	<p>第13節 ヘリコプターの活動 (略)</p> <p>第2 活動体制 県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 場外離着陸場等においては、航空交通情報(離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等)を提供するとともに、必要と思われる場合は、東京航空局仙台空港事務所に対し航空情報(ノータム)の発出を要請する。 2 ヘリコプター運航のための無線の周波数については、消防・防災ヘリコプター用運航管理通信用周波数を使用する。 3 県内における救援活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。 <p>第3 活動内容 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、ヘリコプターを有する防災関係機関は、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 (略)</p> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」(運輸省)に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。 (略) 	<p>第13節 ヘリコプターの活動 (略)</p> <p>第2 活動体制 県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。 (削除)</p> <p>第3 活動内容 ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 (略)</p> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。 (略) 	<p>計画見直しによる修正</p> <p>左記計画に基づくことを明記。</p> <p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
275	<p>第14節 避難活動 (略)</p> <p>第2 避難の勧告又は指示 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。 「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。 「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。 <u>(新設)</u></p>	<p>第14節 避難活動 (略)</p> <p>第2 避難の勧告又は指示 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。 「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。 「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。 <u>なお、市町村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</u> (略)</p>	改正災対法の反映
276	<p>2 市町村長、<u>県知事</u>の役割 市町村長が、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに<u>立ち退き</u>の勧告又は指示を行う。 <u>(新設)</u></p> <p>また、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって<u>立ち退き</u>の勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。</p> <p>3 洪水等に係る知事の指示 知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し<u>避難のため立ち退くよう</u>指示する。 (略)</p>	<p>2 市町村長、<u>知事</u>の役割 市町村長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに<u>避難</u>の勧告又は指示を行う。また、<u>避難の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって<u>避難</u>の勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</u></p> <p>3 洪水等に係る知事の指示 知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し<u>避難するよう</u>指示する。 (略)</p>	改正災対法の反映
277	<p>第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p>	<p>第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p>	「屋内待避」や「垂直避難」を踏まえた表現に修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
278	<p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難勧告等の周知に当たっては、<u>高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u> (略)</p> <p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、<u>安全を確認しつつ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者の安全の確保の援助及び優先避難を呼びかけるとともに、災害時要援護者の避難を優先して行う。</u></p> <p>2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、<u>水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行う。</u> <u>(新設)</u></p> <p>第5 避難所の開設及び運営 (略)</p> <p>1 避難所の設置</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を<u>避難所として開設する。</u></p> <p>(2) 市町村は、<u>避難所として開設した施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外のテント等のほか、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として</u></p>	<p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難勧告等の周知に当たっては、<u>要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u> (略)</p> <p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、<u>安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。</u> <u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p>2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、<u>水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。</u></p> <p>3 <u>県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u> <u>県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</u></p> <p>第5 避難所の開設及び運営 (略)</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を<u>指定避難所として開設する。</u></p> <p>(2) 市町村は、<u>必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p>	<p>表現適正化</p> <p>改正水防法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p> <p>語句修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
279	<p>開設する。</p> <p>(3) 市町村は、<u>避難所の開設が予定される施設について、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努めるとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(4) 市町村は、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理 (略)</p> <p>へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</u></p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握 市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、<u>ごみ処理の状況</u>など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>(3) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(4) 市町村は、<u>要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理 (略)</p> <p>へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</u></p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握 市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、<u>し尿及びごみの処理状況</u>など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p>	
280	<p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性の参画促進 市町村は、避難所の運営において、<u>_____女性が参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u></p> <p>ロ 男女のニーズの違いへの配慮 市町村は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳</p>	<p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性の参画促進 市町村は、避難所の運営において、<u>女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u></p> <p>ロ 男女のニーズの違いへの配慮 市町村は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
281	<p>食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、_____安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難場所</u>の運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>災害時要援護者の情報提供</u> 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者の居場所や安否の確認</u>に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>第6 避難長期化への対処 (略)</p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の<u>あっせん</u>及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待っていないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための<u>要求</u>を当該市町村に代わって行う。</p> <p>5 市町村は、<u>避難場所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>巡回警備や防犯ブザー</u>配布等による<u>安全性の確保</u>など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>避難行動要支援者の情報提供</u> 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者の居場所や安否の確認</u>に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>第6 避難長期化への対処 (略)</p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、<u>空き家</u>等利用可能な既存住宅の<u>あっせん</u>、活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待っていないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための<u>協議</u>を当該市町村に代わって行う。</p> <p>5 市町村は、<u>避難所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>改正災対法の反映</p>
282	<p>第7 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>1 一斉帰宅抑制に関する対応 (略)</p> <p>(3) 大規模集客施設等の対応 大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市町村や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。</p>	<p>第7 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>1 一斉帰宅抑制に関する対応 (略)</p> <p>(3) 大規模集客施設等の対応 大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市町村や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。</p>	<p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
283	<p>特に、災害時要援護者に対しては、<u> </u>十分な配慮を行い、対応するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時要援護者への対応</p> <p>県及び市町村は、<u>障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦など自力での移動が困難な災害時要援護者</u>について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第10 在宅避難者への支援</p> <p>1 生活支援の実施</p> <p>県及び市町村は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難行動要支援者への対応</p> <p>県及び市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第10 在宅避難者への支援</p> <p>1 生活支援の実施</p> <p>県及び市町村は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。</p> <p>また、県及び市町村は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
284	<p>第11 火山災害の警戒避難対策</p> <p>市町村は、<u> </u>気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルも含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて防災対策や避難対象地域をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルの導入や改善を共同で行い、避難開始時期や避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行い、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>第11 火山災害の警戒避難対策</p> <p>市町村は、<u>平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき</u>、気象庁が発表する噴火警報等に対応して入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。</p> <p>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。</p> <p>県及び市町村は、多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。</p> <p>また、火山防災協議会等における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて防災対策や避難対象地域をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルの導入や改善を共同で行い、避難開始時期や避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行い、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、近隣市町村、関係都道府県と十分に連携を図る。</p> <p>加えて、噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p><u>(新設)</u></p>	<p>等に重要であることから、仙台管区气象台、県、市町村及び火山監視観測・調査研究機関等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努めるものとする。</p>	<p>反映</p>

頁	修正前	修正後	備考
285	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営 (略)</p> <p>(3) 運営上の配慮事項 運営に当っては、以下の対応に努める。</p> <p>イ 安心・安全の確保に配慮した対応</p> <p>(イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ</p> <p>(ロ) 街灯や夜間照明等の工夫</p> <p>(ハ) 夜間の見回り(巡回)</p> <p>ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応</p> <p>(イ) 交流の場 _____</p> <p>(ロ) 生きがい _____</p> <p>(ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置</p> <p>(ニ) 保健師等による巡回相談 <u>(新設)</u></p> <p>ハ 仮設住宅の利用、コミュニティー運営体制等</p> <p>(イ) 集会所 _____</p> <p>(ロ) 仮設スーパー _____</p> <p>(ハ) 相互情報交換 _____</p> <p>(ニ) 窓口の一元化</p> <p>ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映</p> <p>(イ) 運営における女性の参画推進</p> <p>(ロ) 生活者の意見集約と反映</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 応急仮設住宅等の確保 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営 (略)</p> <p>(3) 運営上の配慮事項 運営に当っては、以下の対応に努める。</p> <p>イ 安心・安全の確保に配慮した対応</p> <p>(イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ</p> <p>(ロ) 街灯や夜間照明等の工夫</p> <p>(ハ) 夜間の見回り(巡回)</p> <p>ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応</p> <p>(イ) 交流の場 <u>づくり</u></p> <p>(ロ) 生きがい <u>の創出</u></p> <p>(ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置</p> <p>(ニ) 保健師等による巡回相談</p> <p><u>(ホ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備</u></p> <p>ハ 仮設住宅の利用、コミュニティー運営体制等</p> <p>(イ) 集会所 <u>の設置</u></p> <p>(ロ) 仮設スーパー等 <u>の開業支援</u></p> <p>(ハ) 相互情報交換 <u>の支援</u></p> <p>(ニ) 窓口の一元化</p> <p>ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映</p> <p>(イ) 運営における女性の参画推進</p> <p>(ロ) 生活者の意見集約と反映</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
289	<p>第16節 相談活動 (略)</p>	<p>第16節 相談活動 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
291	<p>第17節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第1 目的 大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者、旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。 このため、県、市町村、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。</p> <p>第2 高齢者・障害者等への対応 災害時には、一般的に災害時要援護者と考えられる、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等(以下、「要援護者」という。)に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。 このため、市町村は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。</p> <p>1 安全確保 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等以外の要援護者 被災市町村は、あらかじめ登録された要援護者の在宅情報に基づき、在宅の要援護者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要援護者を把握する。 また、未登録の要援護者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p>2 援護体制の確立と実施 (略)</p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1 目的 大規模な災害の発生時には、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。 このため、県、市町村、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。</p> <p>第2 高齢者・障害者等への支援活動 災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。</p> <p>_____市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>1 安全確保 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者 被災市町村は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。 また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p>2 支援体制の確立と実施 (略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>改正災対法の反映</p>
292	<p>(2) 緊急援護</p> <p>イ 受け入れ可能施設の把握 被災市町村は、関係機関と連携し、被災による要援護者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p>ロ 福祉ニーズの把握と援護の実施 県及び市町村は、要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービ</p>	<p>(2) 緊急支援</p> <p>イ 受け入れ可能施設の把握 被災市町村は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p>ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービ</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
293	<p>スを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 相互協力体制 被災市町村は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要援護者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要援護者</u>の安全確保に関する相互協力体制により<u>援護</u>を行う。</p> <p>(3) 避難所での<u>援護</u> イ <u>援護体制と支援</u> 被災市町村は、<u>要援護者</u>が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<u>援護体制</u>を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な<u>要援護者</u>に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、<u>要援護者</u>に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 県及び市町村は、被災地及び避難所における<u>要援護者</u>等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p> <p>ニ 福祉避難所への移送 被災市町村は、指定避難所に避難した<u>要援護者</u>について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置 応急仮設住宅への入居に当たっては、<u>要援護者</u>に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>スを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 相互協力体制 被災市町村は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要配慮者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要配慮者</u>の安全確保に関する相互協力体制により<u>支援</u>を行う。</p> <p>(3) 避難所での<u>支援</u> イ <u>支援体制の確立</u> 被災市町村は、<u>要配慮者</u>が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<u>支援体制</u>を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な<u>要配慮者</u>に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、<u>要配慮者</u>に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 県及び市町村は、被災地及び避難所における<u>要配慮者</u>に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p> <p>ニ 福祉避難所への移送 被災市町村は、指定避難所に避難した<u>要配慮者</u>について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置 応急仮設住宅への入居に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
295	第18節 愛玩動物の収容対策 (略)	第18節 愛玩動物の収容対策 (略)	
296	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	
	第1 目的 (略) また、調達物資の選定に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)	第1 目的 (略) また、調達物資の選定に当たっては、 <u>要配慮者</u> 、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)	
297	第4 食料 (略) 2 米穀 (1) 調達 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て、給食に必要な <u>応急用米穀</u> を調達する。 ただし、災害救助法が <u>発動</u> された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。 (略)	第4 食料 (略) 2 米穀 (1) 調達 県は、災害が発生した <u>場合</u> 又は <u>そのおそれ</u> がある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「 <u>応急用米穀</u> 」という。)を調達する。 ただし、災害救助法が <u>適用</u> された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。 (略)	用語の定義付け
300	6 その他副食品等 その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。 (略)	6 その他副食品等 その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品 <u>産業</u> 協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。 (略)	名称変更
302	第6 生活物資 (略) 2 物資の調達・供給 (7) 供給する物資の選定に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)	第6 生活物資 (略) 2 物資の調達・供給 (7) 供給する物資の選定に当たっては、 <u>要配慮者</u> 、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)	

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
305	<p>第20節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び市町村は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。</p> <p>特に、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>乳幼児</u>、<u>妊産婦等</u>の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。 (略)</p>	<p>第20節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び市町村は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。</p> <p>特に、<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。 (略)</p>	改正災対法の反映
306	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施 県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>乳幼児</u>、<u>妊産婦等</u>の災害時要援護者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。 (略)</p>	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施 県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、<u>要配慮者</u>に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。 (略)</p>	
308	<p>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬 (略)</p>	<p>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
310	<p>第22節 廃棄物処理活動 (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>2 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</p> <p>3 県及び市町村又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。 (略)</p>	<p>第22節 廃棄物処理活動 (略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>2 県は、災害廃棄物の広域処理について、適切な処理処分方法を市町村に助言する。</p> <p>3 市町村又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。 (略)</p>	<p>国の災害廃棄物対策指針に基づく修正</p>
311	<p>第4 処理方法 (略)</p> <p>2 市町村は、避難場所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。 (略)</p> <p>(3) し尿処理</p> <p>イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレ_____の設置をできる限り早期に完了する。</p> <p>なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p>ロ 県は、被災市町村と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。</p> <p>ハ 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ_の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。 (略)</p>	<p>第4 処理方法 (略)</p> <p>2 市町村は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。 (略)</p> <p>(3) し尿処理</p> <p>イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。</p> <p>なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p>ロ 県は、被災市町村と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。</p> <p>ハ 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
313 315 319	<p>第23節 社会秩序維持活動 第24節 教育活動 第25節 防災資機材及び労働力の確保</p>	<p>第23節 社会秩序維持活動 第24節 教育活動 第25節 防災資機材及び労働力の確保</p>	
322	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p>	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p>	
327	<p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (略)</p> <p>(5) 消防及び救助に関する措置</p> <p>イ 地震, その他の原因により火災が発生した場合は, 通報, 避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため, 初期消火に努める。</p> <p>ロ 災害等により負傷者が発生した場合は, 関係機関に連絡するとともに負傷者の救出, 救護に努める。</p> <p>ハ 大規模地震により, 列車等において多数の死傷者が発生した場合は, 速やかに対策本部を設置するとともに, 防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。</p> <p>(6) 運転規制の内容</p> <p>イ 地震が発生した場合の列車の運転取り扱いは次による。</p> <p><u>(イ) 地震計に12.0カイン以上(一部6.0カイン以上)が感知された場合, 列車の運転を中止し, 点検を行った後, 安全が確認された区間から運転中止を解除する。</u></p> <p><u>(ロ) 地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満(一部3.0カイン以上6.0カイン未満)が感知された場合, 初列車を, 25km/h 又は 35km/h 以下の徐行運転を行い施設の点検を行った後, 安全を確認した区間から速度規制を解除する。</u></p> <p><u>(ハ) 地震計に6.0カイン未満(一部3.0カイン未満)が感知された場合, 特に運転規制は行わない。</u></p> <p>ロ 列車の運転方法はそのつど決定するが, おおむね次により実施する。</p> <p><u>(イ) 迂回又は折り返し運転</u></p> <p><u>(ロ) 臨時列車の特発</u></p> <p><u>(ハ) バス代行又は徒歩連絡</u></p> <p>(略)</p>	<p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (略)</p> <p>(5) 消防及び救助に関する措置</p> <p>イ 風水害, その他の原因により火災が発生した場合は, 通報, 避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため, 初期消火に努める。</p> <p>ロ 災害等により負傷者が発生した場合は, 関係機関に連絡するとともに負傷者の救出, 救護に努める。</p> <p>ハ 風水害等により, 列車等において多数の死傷者が発生した場合は, 速やかに対策本部を設置するとともに, 防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。</p> <p>(6) 運転規制の内容</p> <p>イ <u>降雨, 河川増水, 強風等の風水害等が発生した場合の取扱いは仙台支社運転規制等による。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>表現適正化</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社仙台支社防災業務計画の反映</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
334	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 目的</p> <p>災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 目的</p> <p>災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p><u>なお、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</u></p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえて追加</p>
336	<p>第5 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>2 店所間応援の要請及び派遣</p> <p><u>(1) 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により、他店所に応援を要請する。</u></p> <p><u>(2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>2 店所間応援の要請及び派遣</p> <p>被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>応援手順の変更</p>
341	<p>第7 電信・電話施設</p> <p><u>通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止を図ると共に、一般電気通信を確保するため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</u></p> <p>1 応急対策の内容</p> <p>通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) <u>非常用可搬型交換装置災害応急復旧用移動電話局装置の出動</u></p> <p>(2) <u>ポータブル衛星通信装置、可搬型無線機、災害対策用無線機、移動無線車などの出動</u></p> <p>(3) <u>予備電源装置、移動発電装置の出動</u></p>	<p>第7 電信・電話施設</p> <p><u>電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</u></p> <p>1 応急対策の内容</p> <p>通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) 非常用可搬型交換装置の出動</p> <p>(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動</p> <p>(3) 移動電源車の出動</p>	<p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(4) 応急ケーブルによる措置</p> <p>2 応急措置 通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) 最小限の通信の確保 広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう措置する。</p> <p>(2) 特設公衆電話の設置 イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。 ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。 <u>また、重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。</u> ハ 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 被災地情報 <u>東日本電信電話株式会社宮城支店の有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。</u></p>	<p>(4) 応急ケーブルによる措置</p> <p>2 応急措置 通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) 最小限の通信の確保 広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。</p> <p>(2) 特設公衆電話の設置 イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。 ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。 <u>(削除)</u></p> <p>ハ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>内容適正化</p> <p>内容適正化</p>
<p>343</p> <p>350</p> <p>353</p> <p>356</p> <p>358</p> <p>359</p>	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第31節 ボランティア活動</p> <p>第32節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 農林水産業の応急対策</p> <p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第31節 ボランティア活動</p> <p>第32節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
391	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 (略)</p> <p>3 女性及び災害時要援護者の参画促進 県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、<u>障害者、高齢者等の災害時要援護者</u>についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4 職員派遣等の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 <u>(新設)</u> (略)</p> <p>第3 災害復旧計画 (略)</p> <p>3 事業の実施 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>第4 災害復興計画 (略)</p> <p>2 復興計画の策定 (1) 市町村の復興計画の策定 市町村は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 (略)</p> <p>3 女性及び<u>要配慮者</u>の参画促進 県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、<u>要配慮者</u>についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4 職員派遣等の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 <u>また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。</u></p> <p>第3 災害復旧計画 (略)</p> <p>3 事業の実施 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行う。</u></p> <p>(4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>第4 災害復興計画 (略)</p> <p>2 復興計画の策定 (1) 市町村の復興計画の策定 市町村は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>大規模災害復興法の反映</p> <p>大規模災害復興法の反映</p>
394			

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
398	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 生活再建支援 (略)</p> <p>第2 リ災証明の発行 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や<u>リ災証明交付の体制を確立し、速やかに被災者にリ災証明を交付する。</u> 県は、市町村で実施する被害認定や<u>リ災証明の発行業務</u>に必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>また、市町村は必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、<u>国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 生活再建支援 (略)</p> <p>第2 罹災証明書の交付 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や<u>罹災証明書交付の体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。</u> 県は、市町村で実施する被害認定や<u>罹災証明書の交付業務</u>に必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。</p> <p>第3 被災者台帳 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、<u>配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p>	<p>大規模災害復興法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>
400	<p>第3 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>7 受付体制の整備 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u> </u>体制の整備等を図るよう努める。</p> <p>また、<u>リ災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。</u> (略)</p>	<p>第4 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>7 受付体制の整備 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。</u> また、<u>罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。</u> (略)</p>	<p>内容適正化</p>

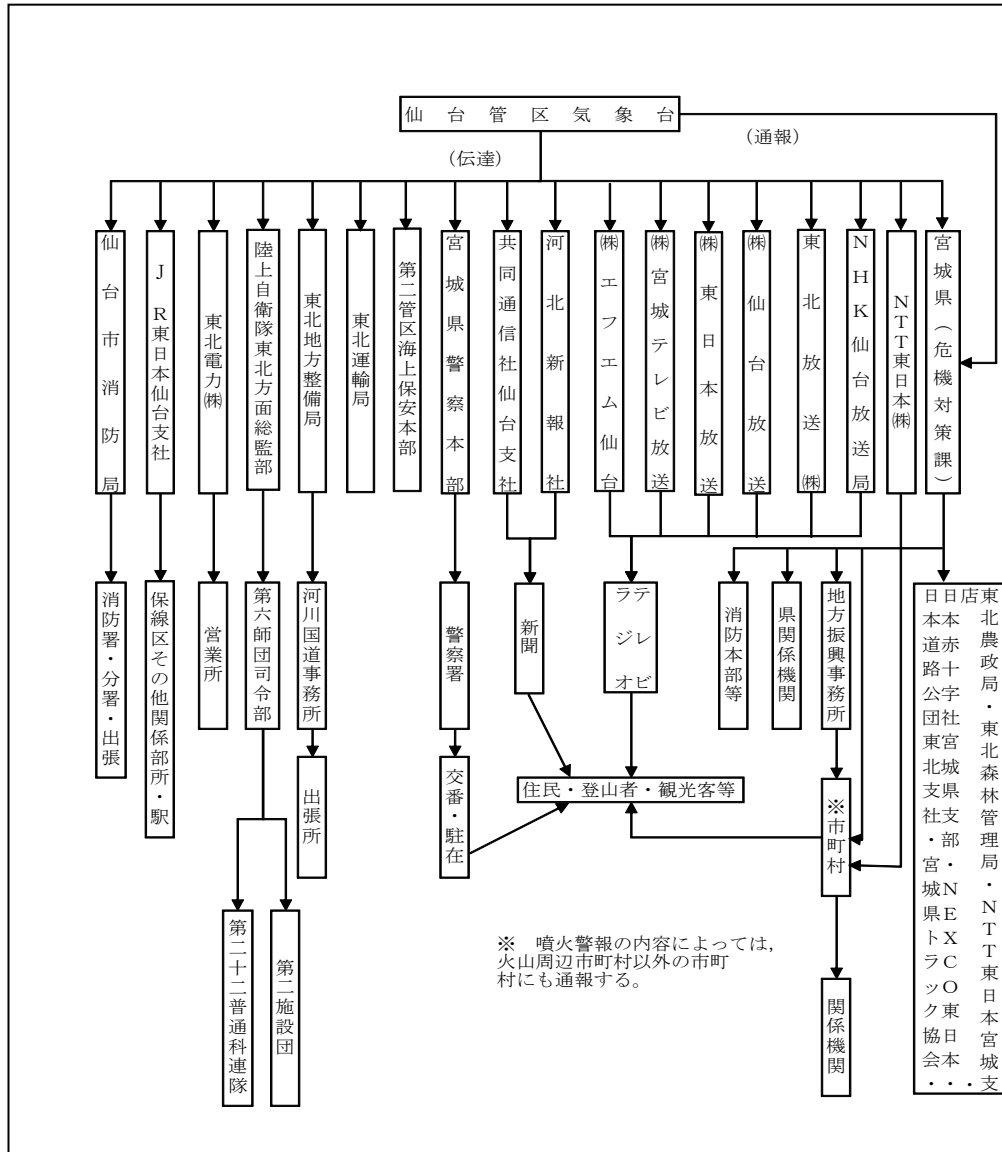
宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
406 408	<p>第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 } (略)</p>	<p>第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 } (略)</p>	
409	<p>第5節 都市基盤の復興対策 第1～第3 (略) (新設)</p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策 第1～第3 (略) 第4 都市計画の決定等の代行 <u>国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。</u></p>	大規模災害復興法の反映
411 412 414	<p>第6節 義援金の受入れ、配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証 } (略)</p>	<p>第6節 義援金の受入れ、配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証 } (略)</p>	

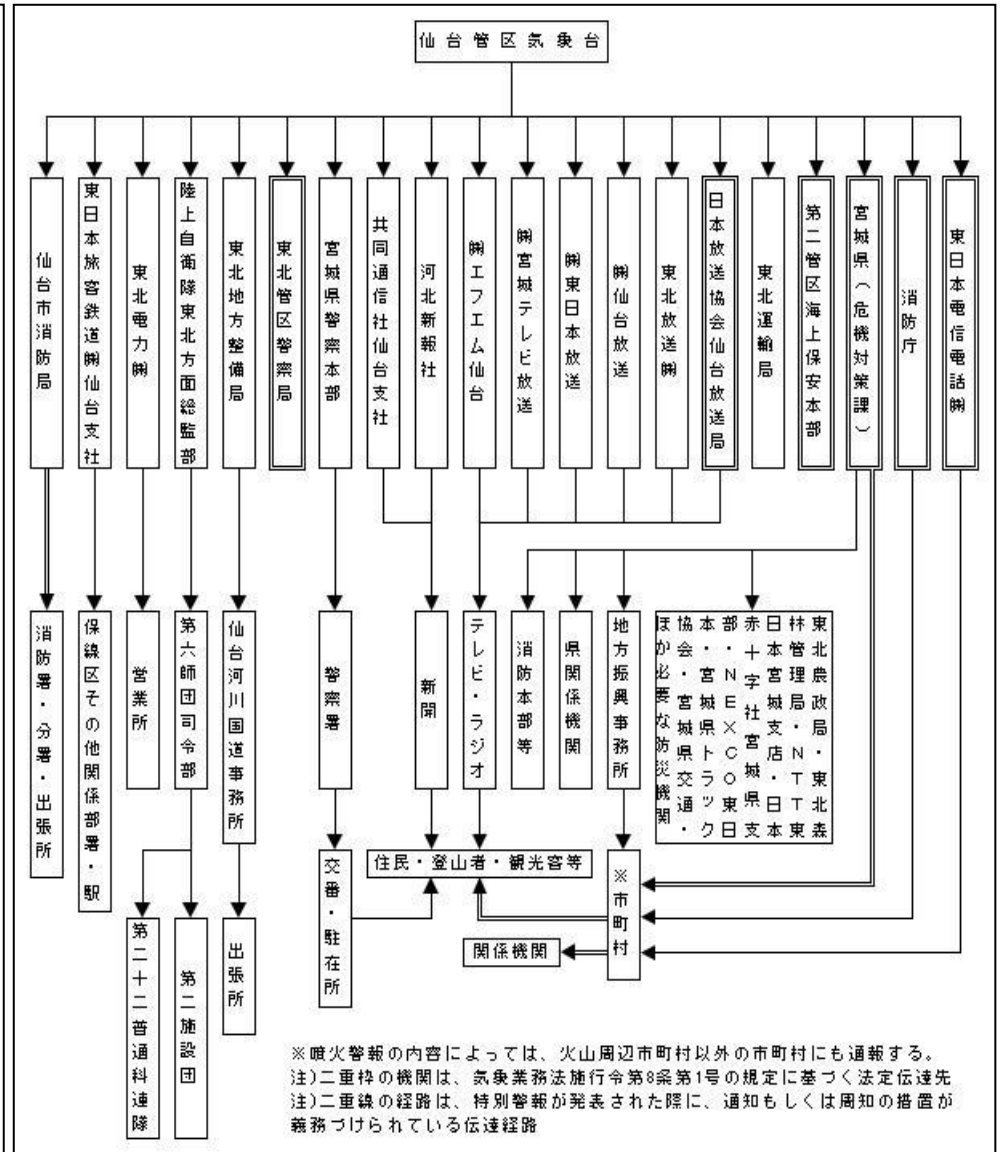
宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

図表1. (旧) P.53 噴火警報等伝達系統図

(修正前)

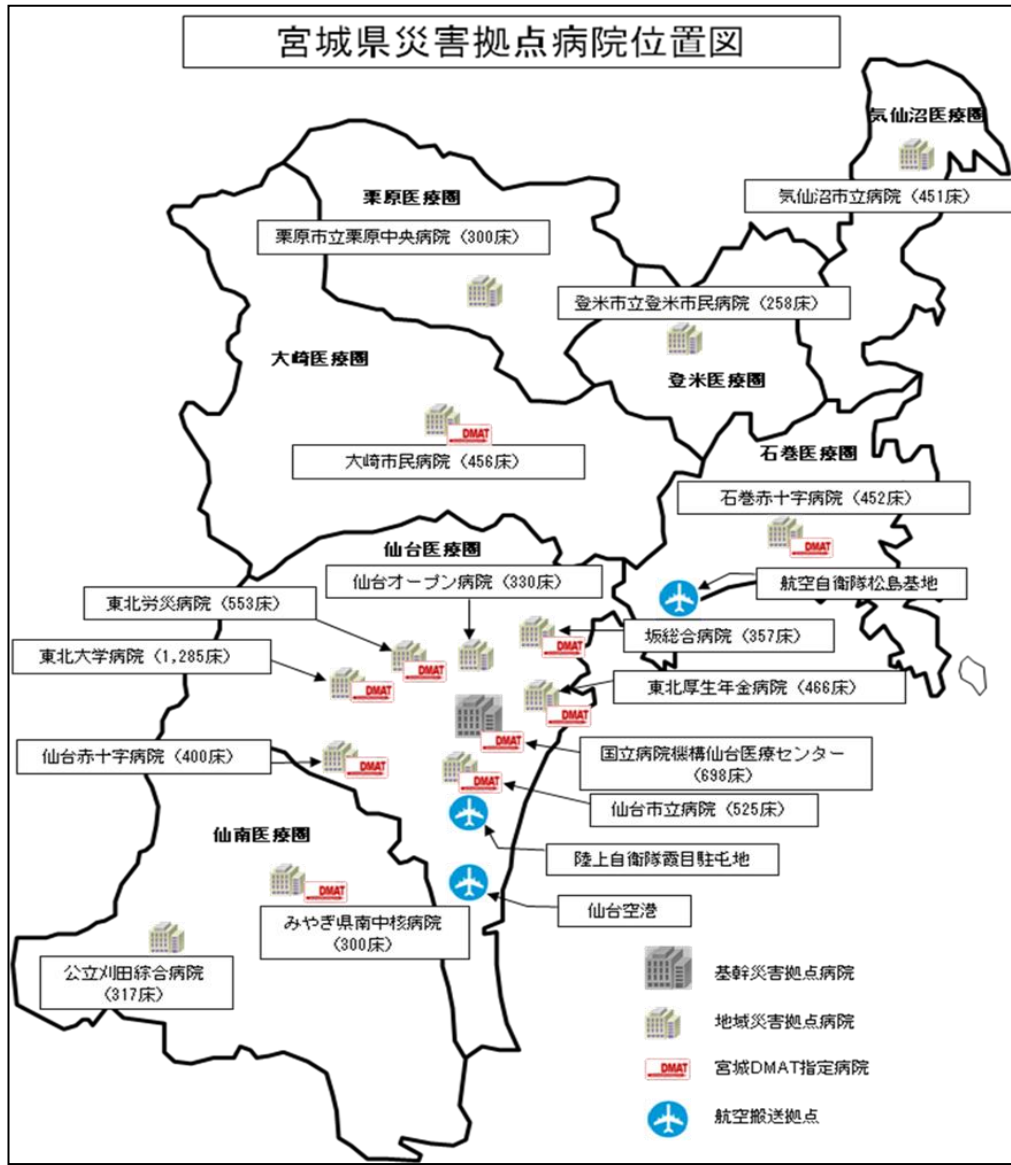


(修正後)

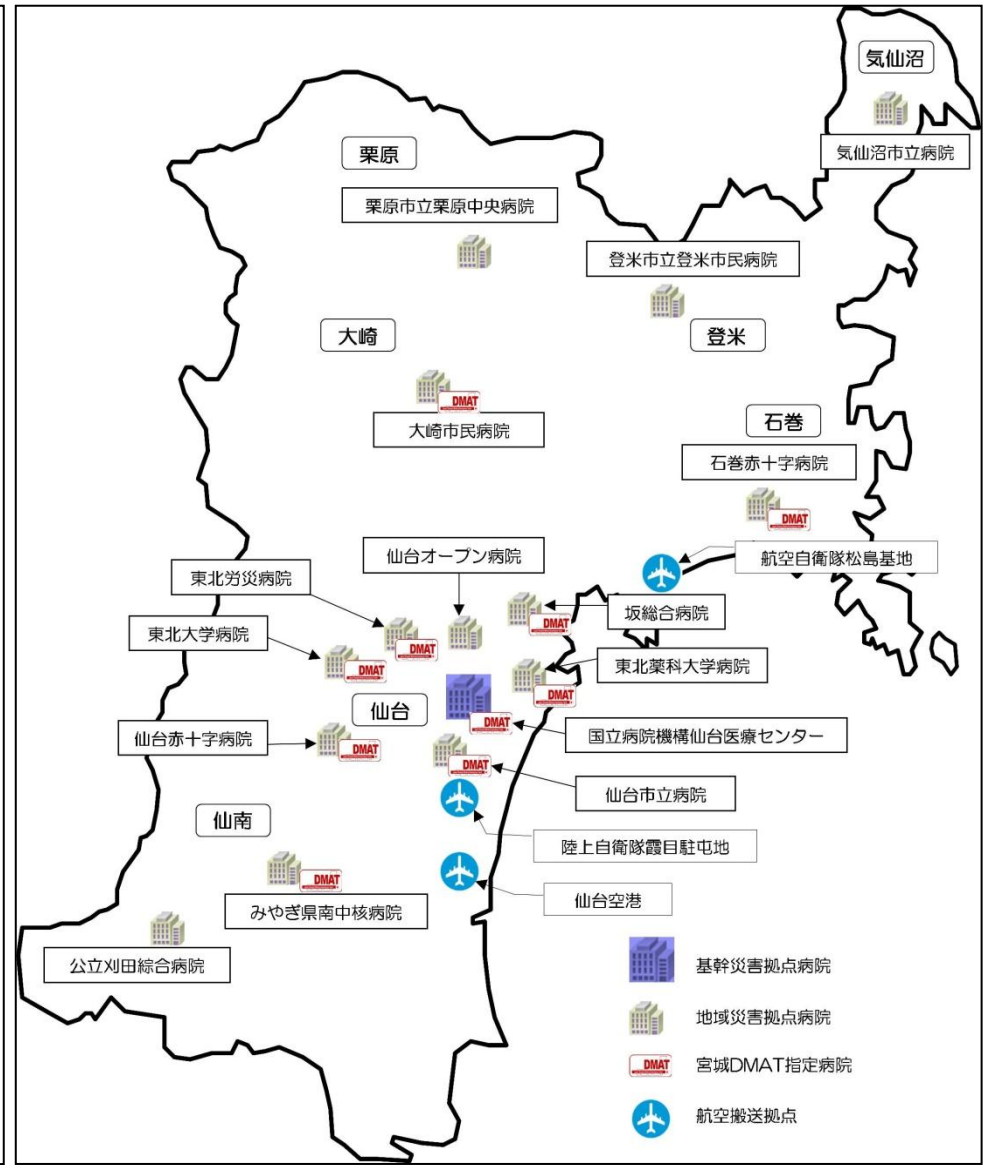


宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

図表2. (旧) P.118 宮城県災害拠点病院位置図
(修正前)

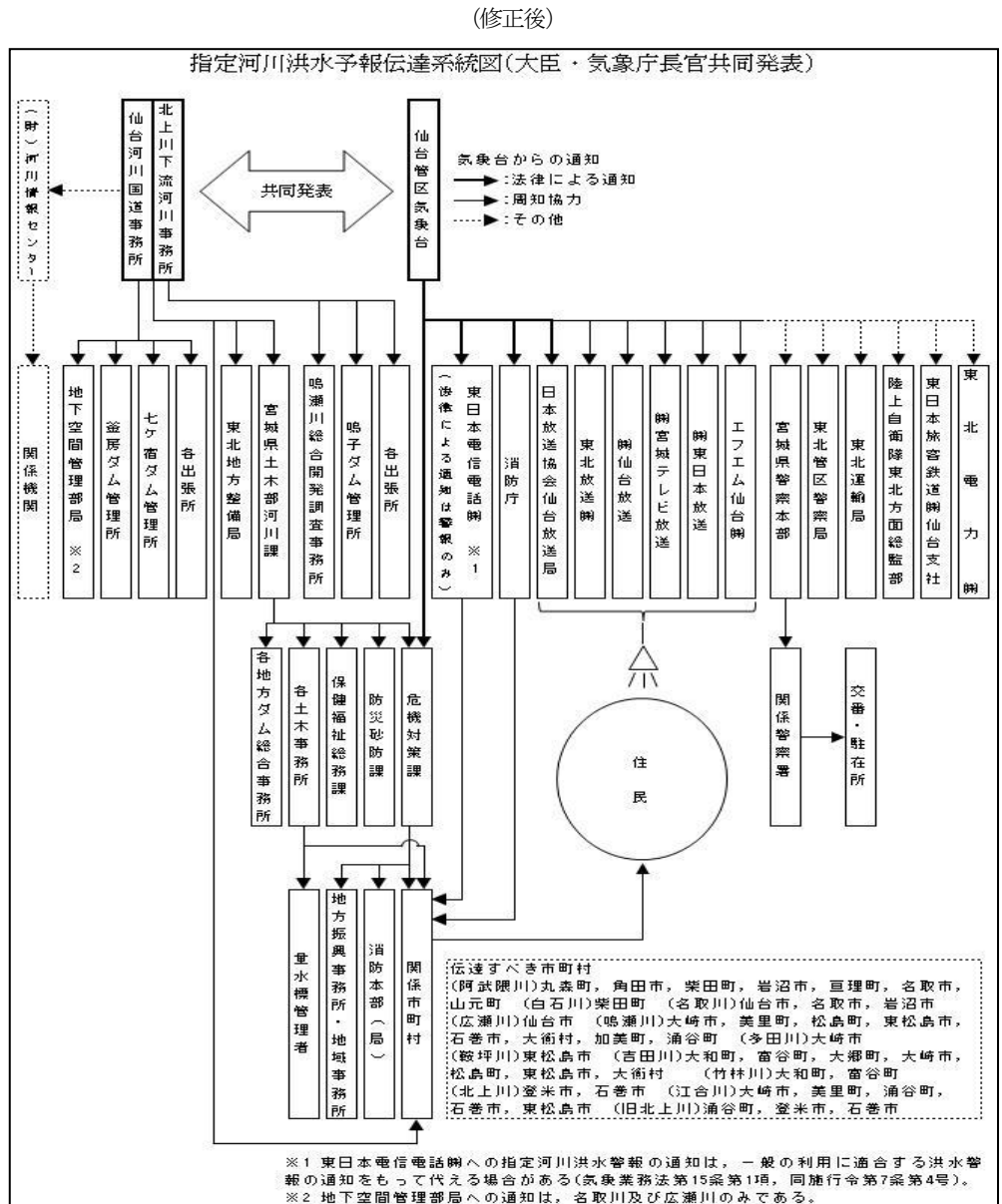
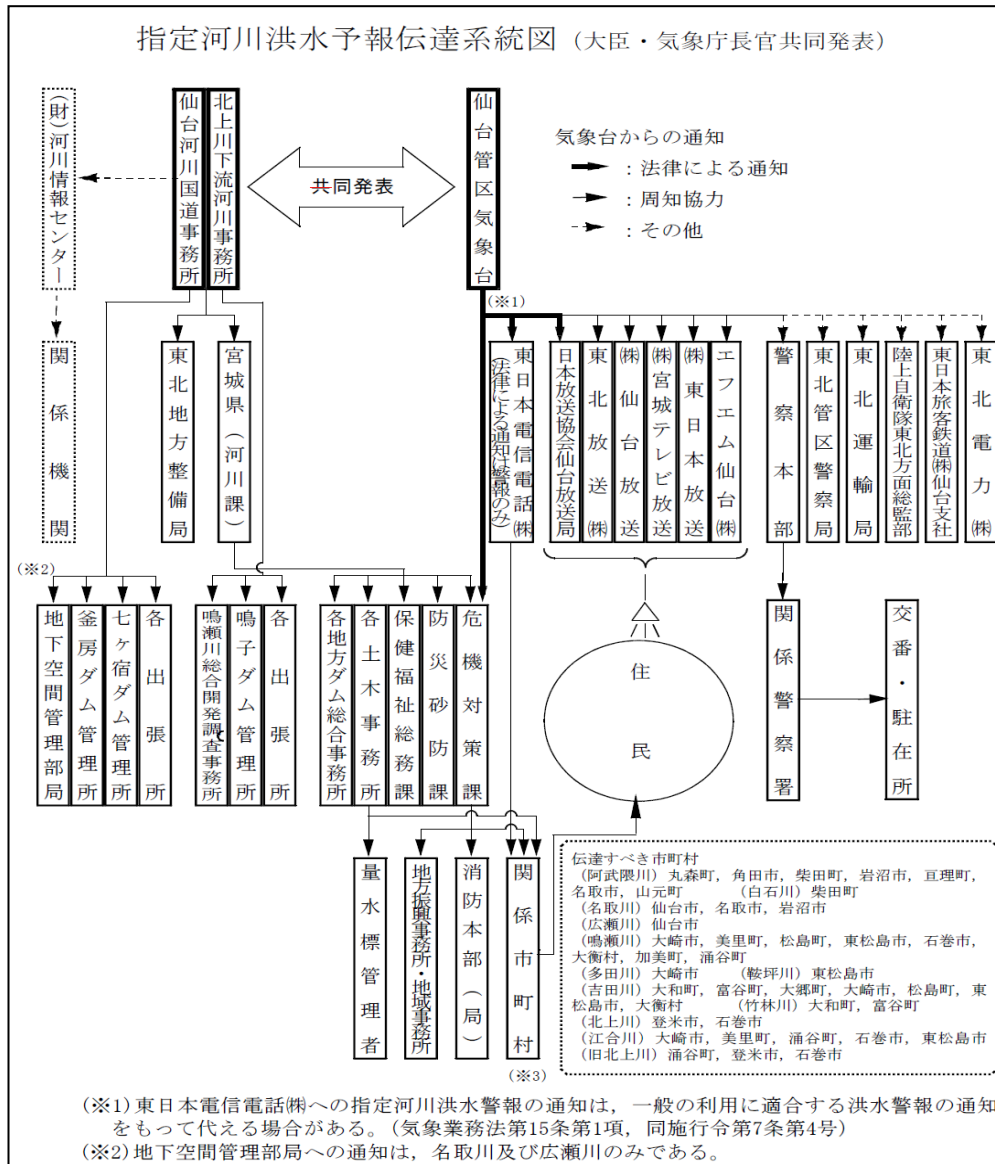


(修正後)



宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

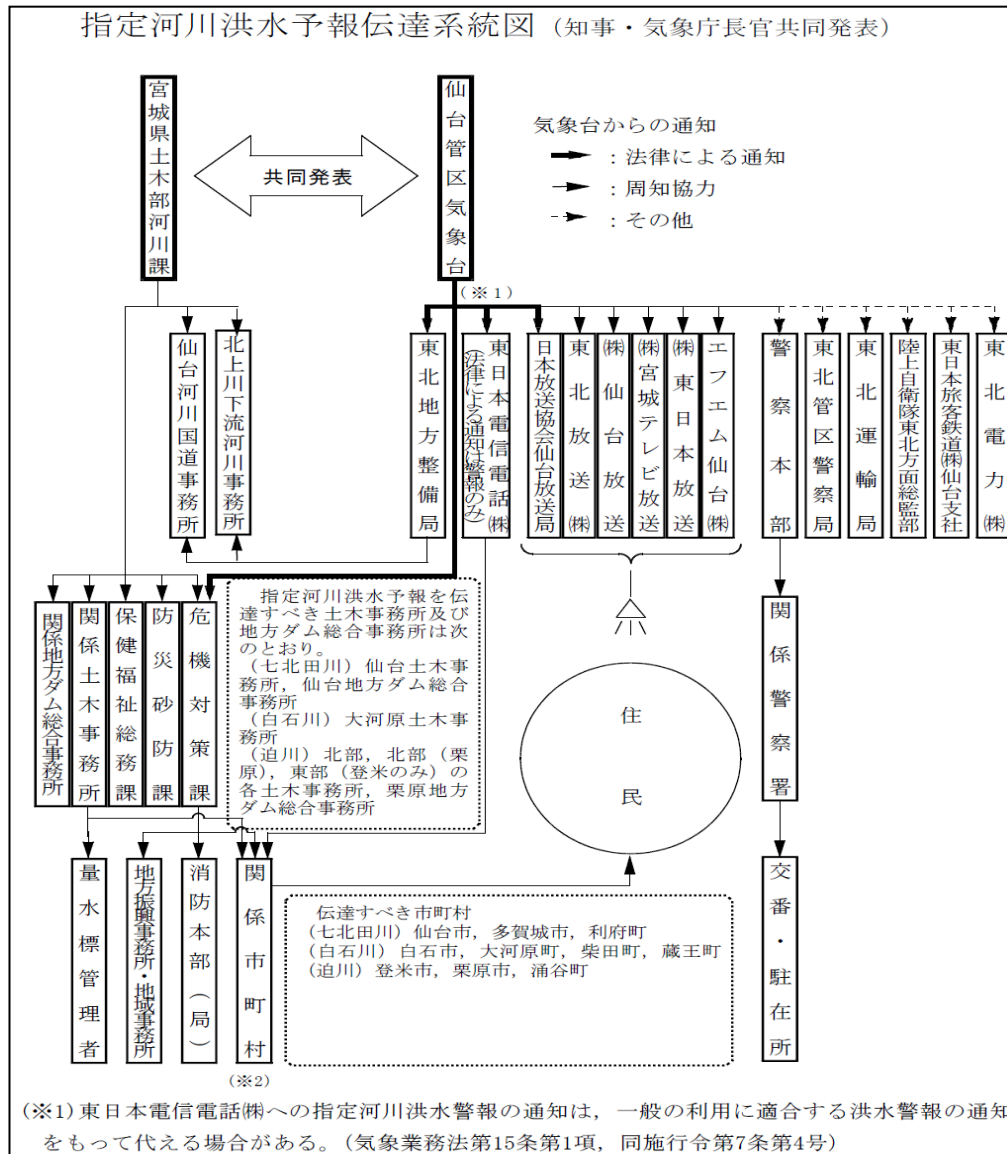
図表3. (旧) P.202 指定河川洪水予報伝達系統図 (大臣・気象庁長官共同発表)
(修正前)



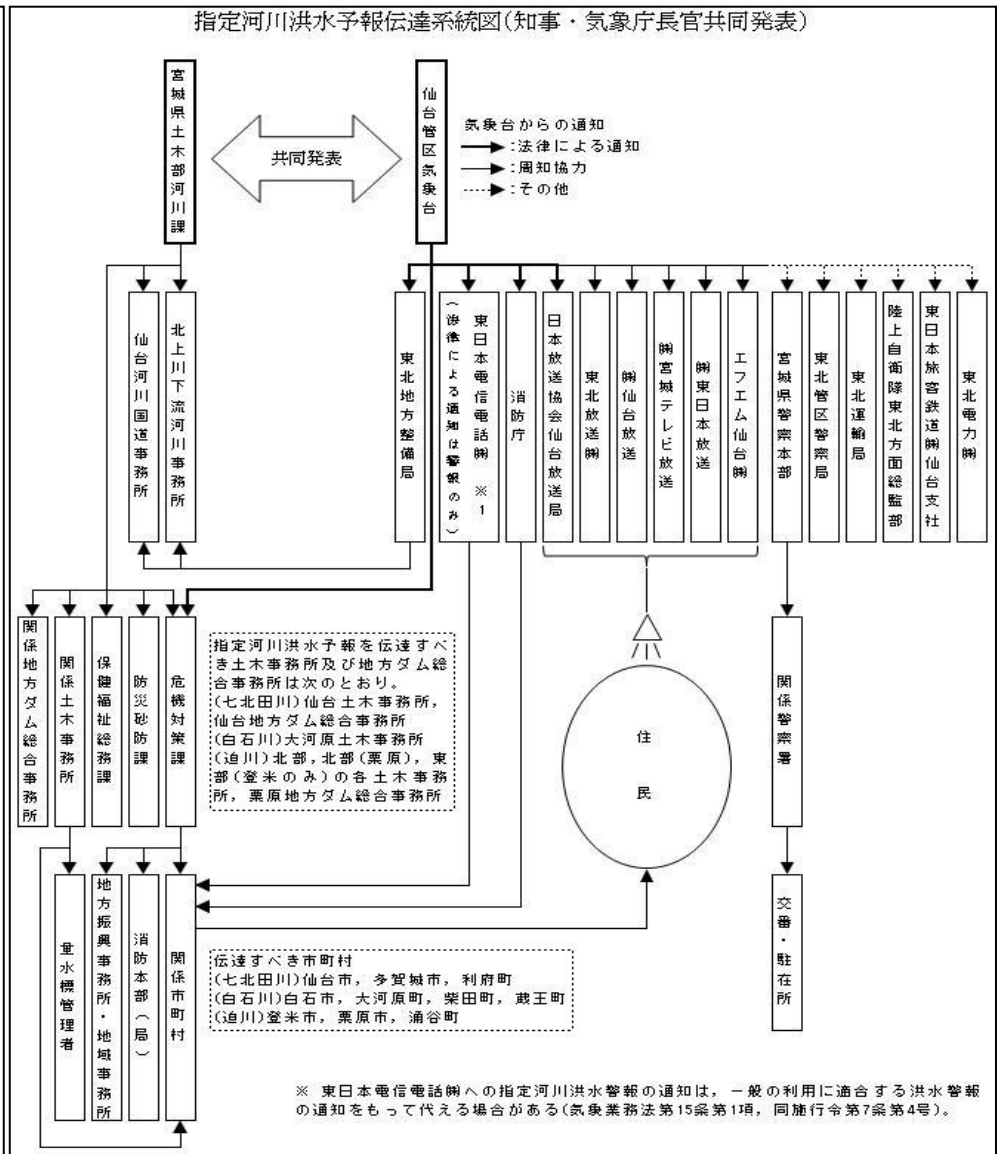
宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

図表4. (旧) P.202 指定河川洪水予報伝達系統図 (知事・気象庁長官共同発表)

(修正前)

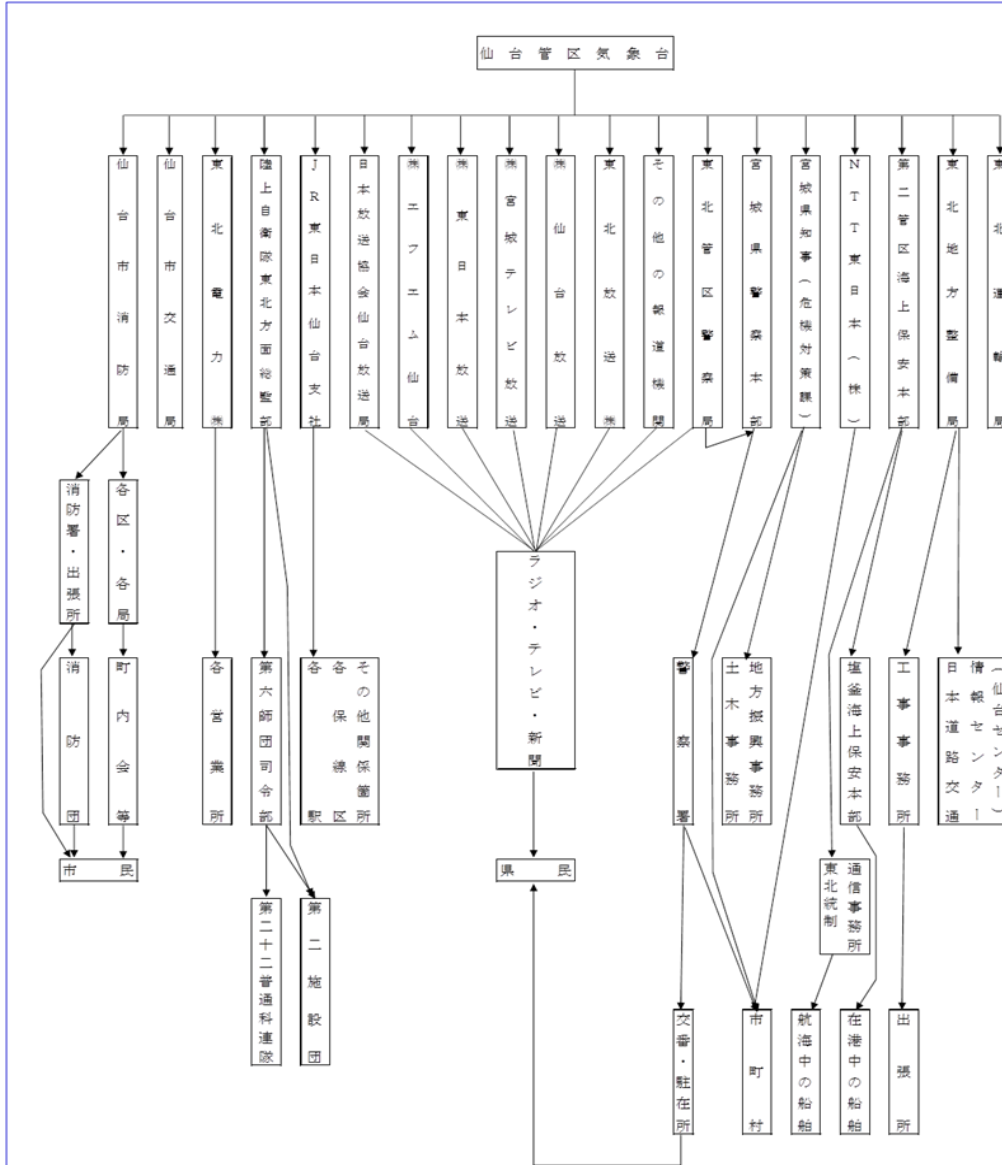


(修正後)

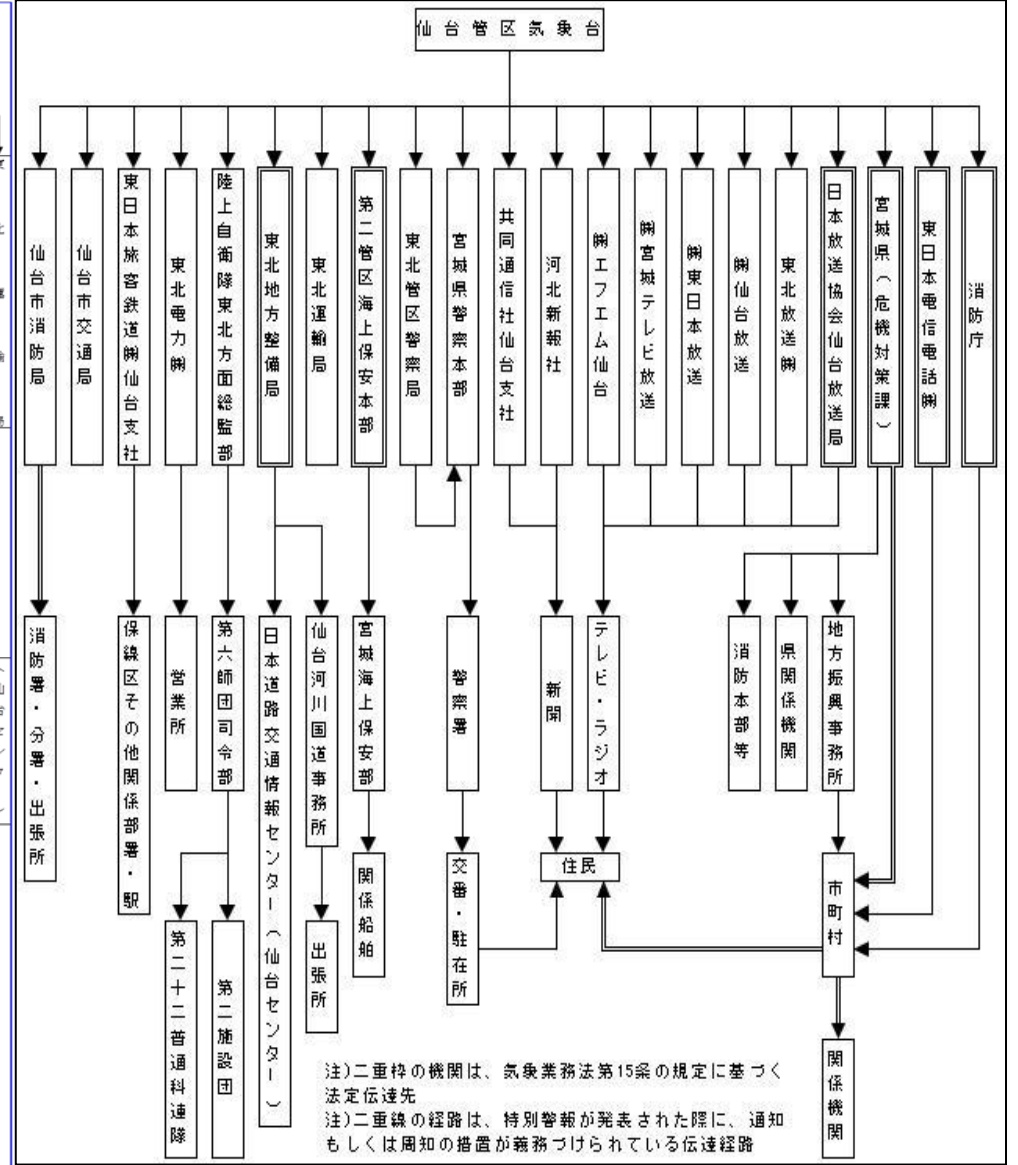


図表5. (旧) P.209 気象警報等の伝達系統図

(修正前)



(修正後)



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路